

山村をめぐる状況

令和4年10月12日

農林水産省

目 次

1	山村の現状	1
2	山村の果たす役割	2
3	山村の実情	3
4	山村振興法について	8
5	関連施策	13

1 山村の現状

- 山村振興法に基づき指定された「振興山村」を有する市町村の数は、全国で734(全市町村数の43%)となっている。
- 振興山村は国土の脊梁地帯を中心に位置し、広大な森林と豊かな自然環境を有しており、全国の林野面積の61%、耕地面積の21%、総人口の2%を占めている。
- 振興山村の土地利用状況は、林野面積85%、耕地面積4%となっている。

◇ 全国における山村の位置付け

	山村	全国	対全国比
市町村数 (H27.4.1現在、R4.4.1現在)	734 (200)	1,719	43%
〃 (H17.4.1現在)	913 (340)	2,395	38%
旧市町村数 (S25.2.1現在)	2,104	11,241	19%
総面積(万ha) (振興山村はH27.2.1現在、全国はR2.10.1現在)	1,789	3,780	47%
うち林野面積 (R2.2.1現在)	1,513 <85%>	2,477	61%
うち経営耕地面積 (R2.2.1現在)	69 <4%>	323	21%
人口(万人) (R2.10.1現在)	309	12,615	2%

資料：農林水産省「農林業センサス」、総務省「国勢調査」

注1:市町村の全域が「振興山村」となっている市町村を「全部山村」、市町村の一部が「振興山村」となっている市町村を「一部山村」という。

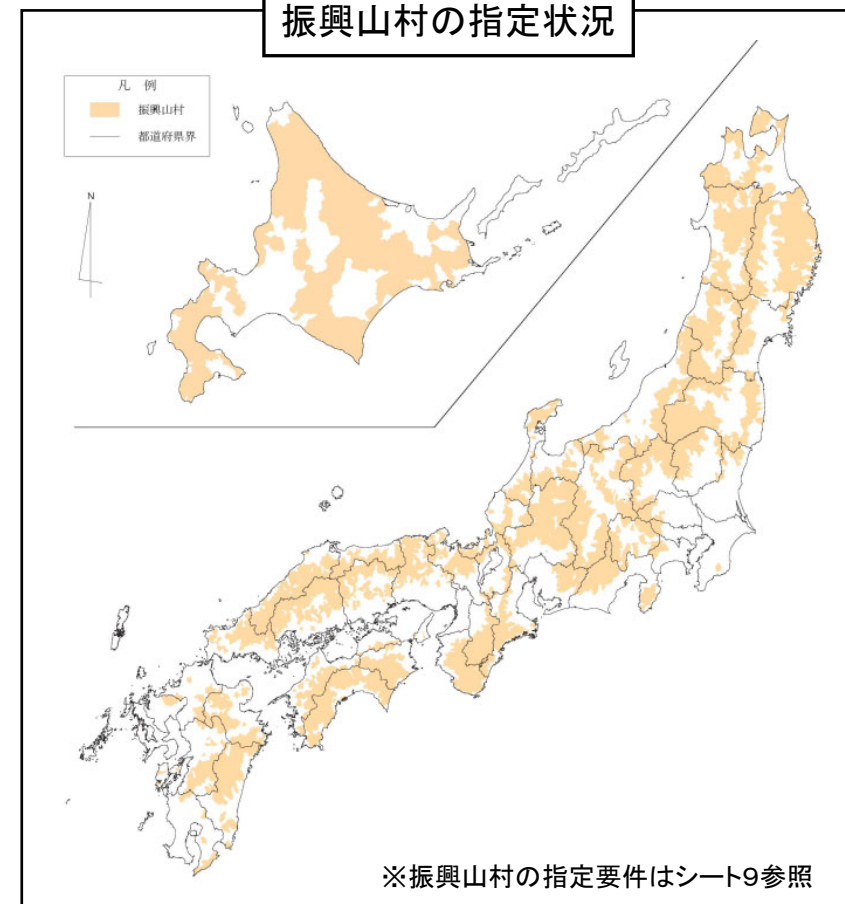
注2:()内は、全部山村の市町村数である。

注3:< >内は、振興山村の総面積に占める林野面積、耕地面積の割合を示す。

注4:林野面積とは、現況森林面積に森林以外の草生地の面積を加えた面積をいう。

振興山村の林野面積は、2015年から2020年の変化分を、市区町村ごとに2015年の林野面積に応じて按分し、推計。

振興山村の指定状況



2 山村の果たす役割

- 山村は、国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全等の多面にわたる機能を有している。
- こうした機能は、山村における農業生産活動や森林の整備等を通じて発揮されるものであり、山村は、我が国の農林水産業の発展や国民生活及び国民経済の安定に寄与するなどの重要な役割を果たしている。

◇ 森林の有する多面的機能

○ 土砂災害防止／土壌保全

- ・表面浸食防止
- ・表層崩壊防止



○ 保健・レクリエーション

- ・保養
- ・行楽、スポーツ、療養



○ 物質生産

- ・木材（建築材、燃料材等）
- ・食料（きのこ、山菜等）



○ 快適環境形成

- ・気候緩和
- ・大気浄化
- ・快適生活環境形成



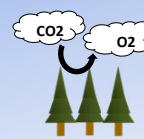
○ 水源かん養

- ・洪水緩和
- ・水資源貯留
- ・水質浄化



○ 地球環境保全

- ・二酸化炭素吸収
- ・化石燃料代替エネルギー
- ・地球の気候の安定



○ 生物多様性保全

- ・遺伝子保全
- ・生物種保全
- ・生態系保全



○ 文化

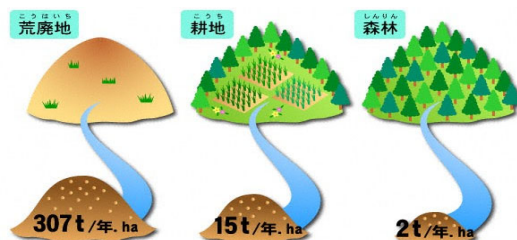
- ・景観・風致
- ・宗教・祭礼
- ・学習・教育
- ・伝統文化
- ・芸術
- ・地域の多様性維持



資料：「地球環境・人間生活にかかわる農業及び森林の多面的な機能の評価に関する調査研究報告書」（株）三菱総合研究所 平成13年11月現在

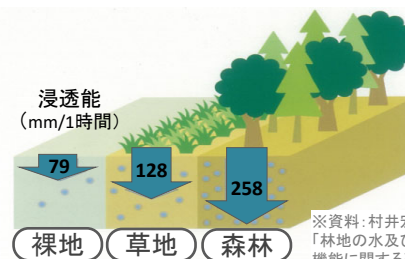
注：【 】内の金額は、森林の多面的機能のうち、物理的な機能を中心に貨幣評価が可能な一部の機能について評価（年間）したものの。いずれの評価方法も、一定の仮定の範囲においての数字であり、その適用に当たっては注意が必要。

【森林の国土保全機能】 流出土砂量の比較



資料：丸山岩三「森林水文」実践林業大学1970

【森林の水源かん養機能】 水資源貯留機能の比較



※資料：村井宏・岩崎勇作「林地の水及び土壌保全機能に関する研究」(1975)

◇ 農業の多面的機能

機 能
土砂崩壊防止機能
土壌侵食防止機能
洪水防止機能
河川流況安定機能
地下水かん養機能
保健休養・やすらぎ機能等

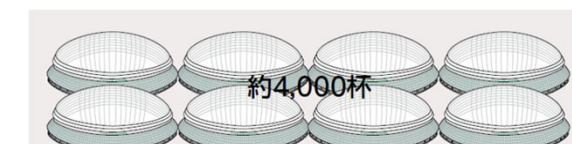
資料：日本学術会議「地球環境・人間生活にかかわる農業及び森林の多面的な機能の評価について」(平成13年11月1日答申)

注：上表の評価額については、一定の仮定の範囲における試算であり、評価された機能は、農業の多面的機能のごく一部であることに留意する必要がある。

注：保健休養・やすらぎ機能等には、有機性廃棄物分解機能と気候緩和機能を含む。

【農業の洪水防止機能】

水田に貯留できる水の量は、約50億m³(※1)とも言われ、東京ドームの約4,000杯(※2)に相当。



※1 資料：日本学術会議「地球環境・人間生活にかかわる農業及び森林の多面的な機能の評価について」(平成13年11月1日答申)及び関連付属資料

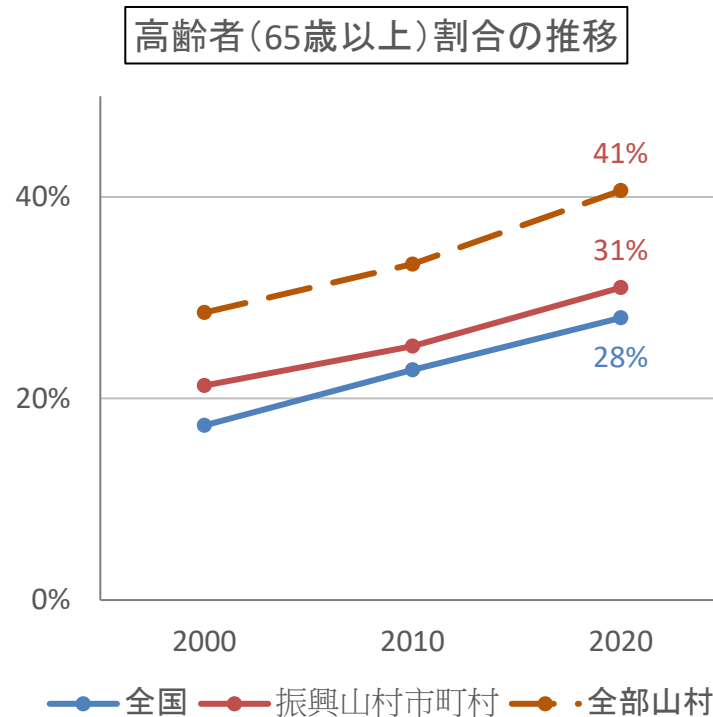
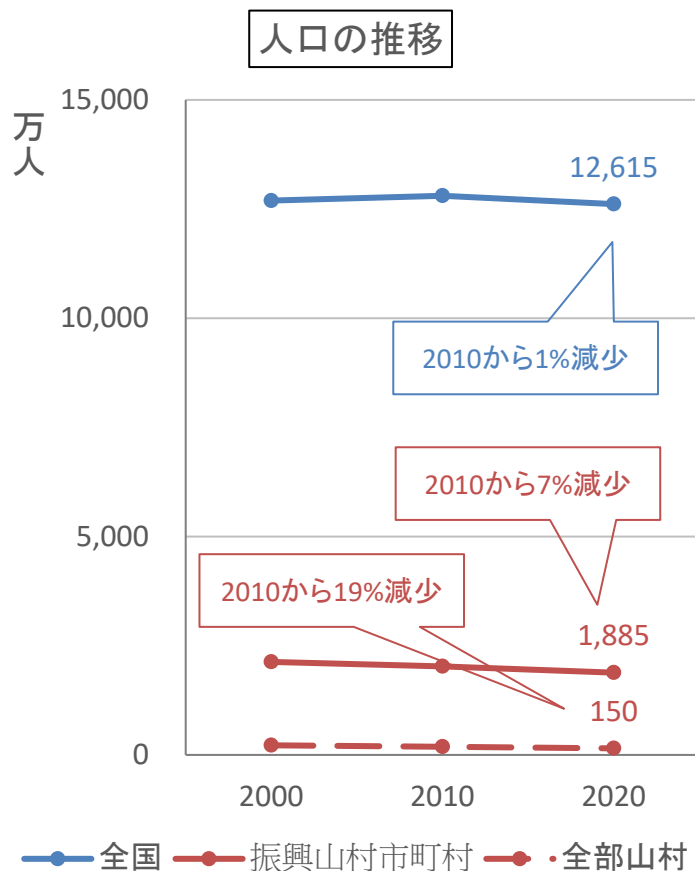
※2 資料：東京ドームシティ ホームページ

3 山村の実情

(1) 人口動向と高齢化

- 人口は、2010年からの10年間で、振興山村市町村(※)では7%減少している(全国は1%減少)。
- 2020年における65歳以上の割合は、振興山村市町村で31%となっており(全国平均28%)、他地域に先がけて高齢化が進行している。

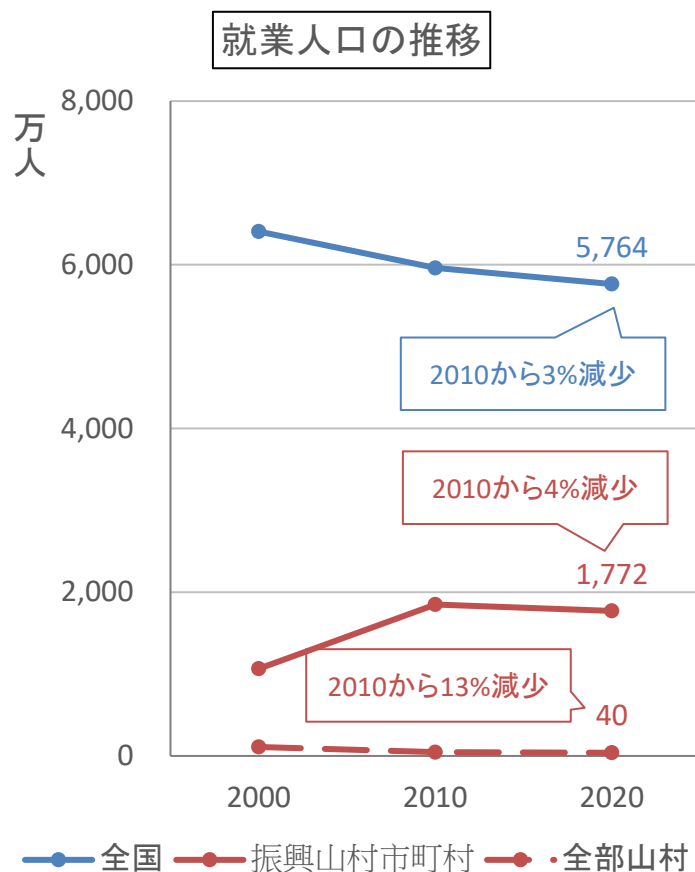
※振興山村市町村は、一部山村を含む。一部山村は、振興山村でない地域を含む。以降、同じ。



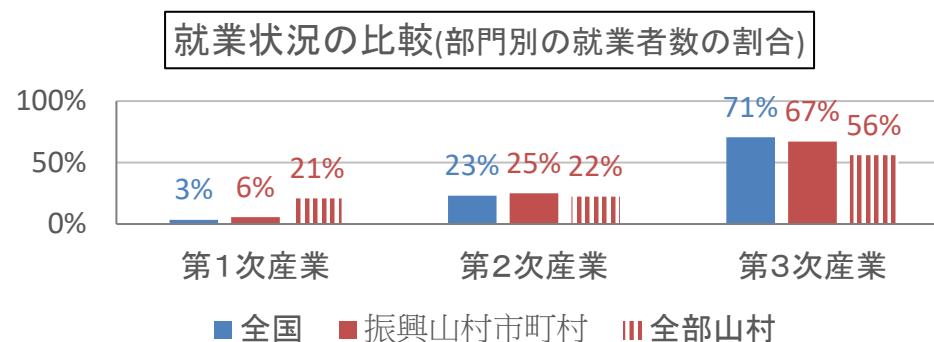
資料：総務省「国勢調査」

(2) 就業状況等

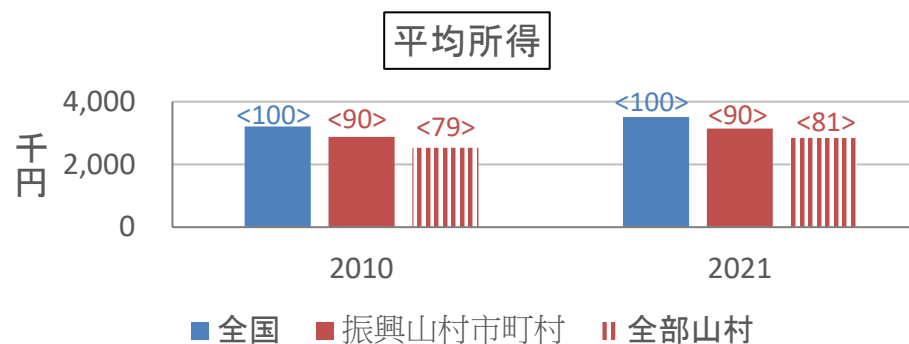
- 就業人口は、2010年からの10年間で、振興山村市町村では4%減少している(全国は3%減少)。
- 部門別の就業状況は、振興山村市町村では、全国と比較して第1次産業の割合が高い。
- 振興山村市町村の平均所得は、全国との差は変わらず、全国の90%の水準。



資料：総務省「国勢調査」



資料：総務省「国勢調査」



資料：総務省自治税務局「市町村税課税状況等の調」

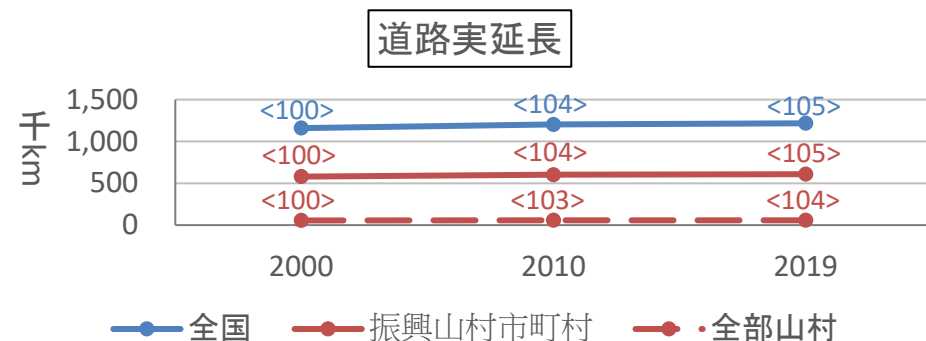
注：〈 〉内は全国を100とした指数

(3) 生活環境の整備状況

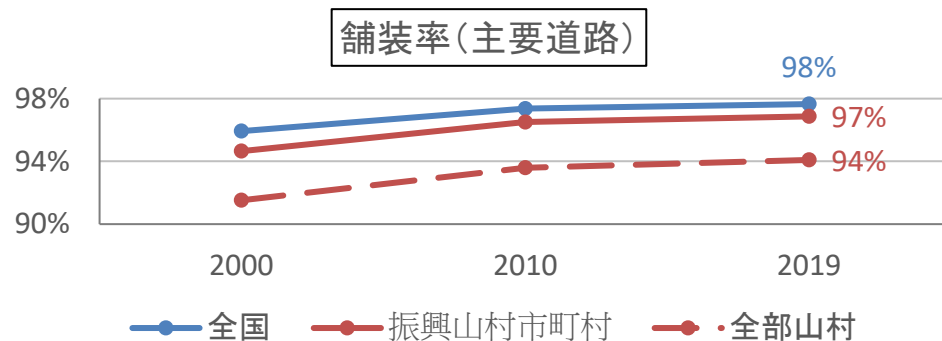
① 道路、下水処理施設

- 道路の整備は、全国、振興山村市町村ともほぼ同等の伸び率で進展している。また、主要道路の舗装率は、振興山村市町村で約97%（全国約98%）と一定の水準に達している。
- 下水処理施設の整備をし尿の水洗化率でみると、全国との格差は縮小し、振興山村市町村においても93%となっている。

◇ 道路整備の状況

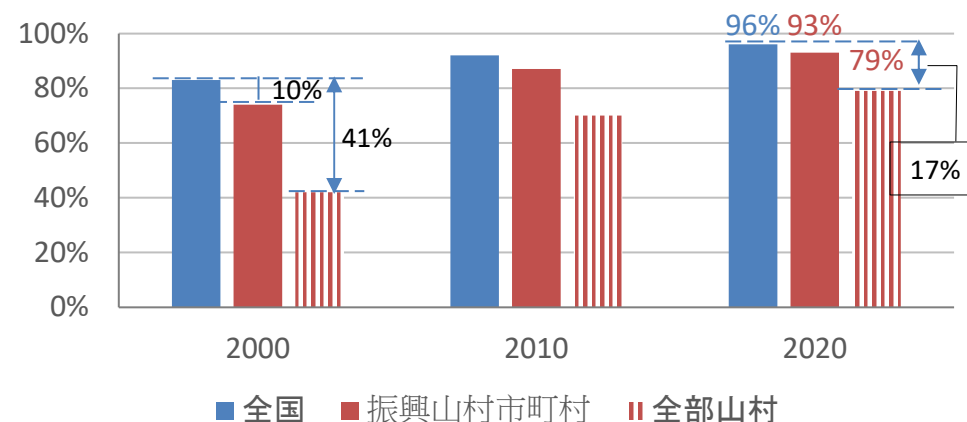


注：〈 〉内は2000年を100とした指数



資料：国土交通省「道路統計」

◇ 水洗化率

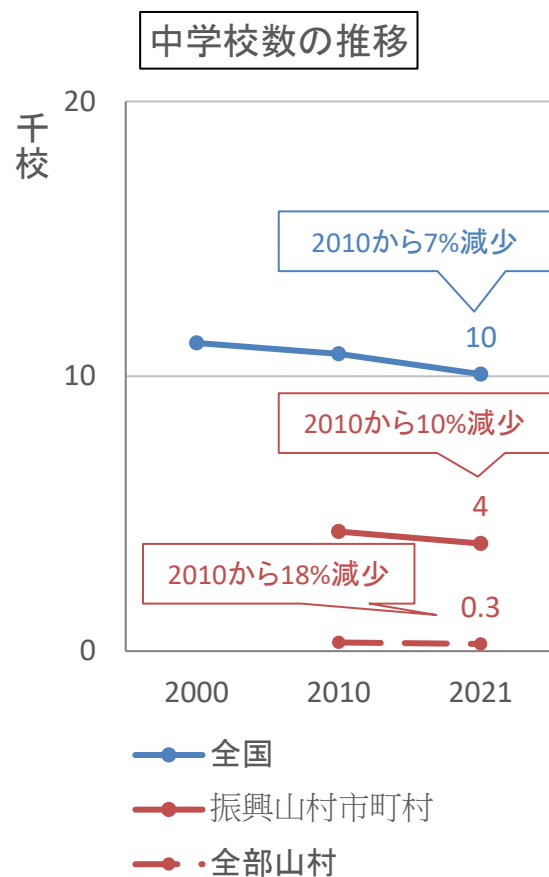
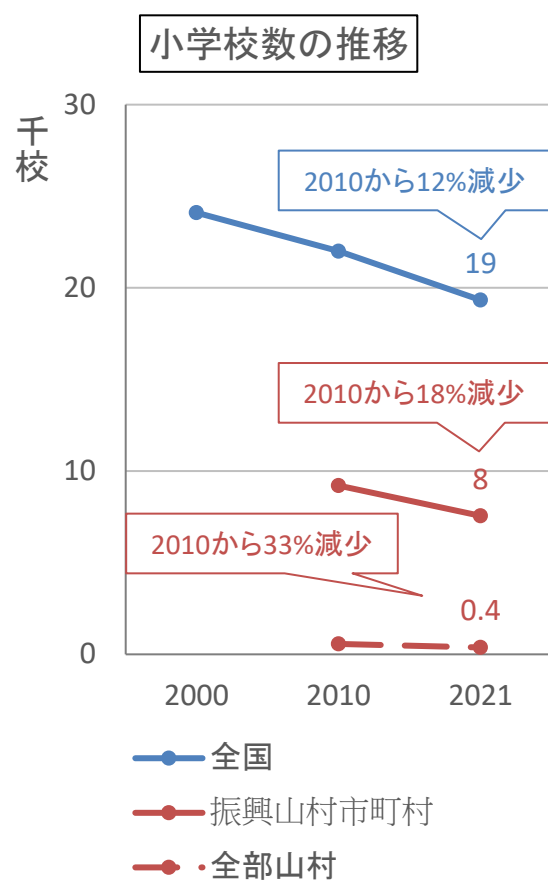


資料：環境省「日本の廃棄物処理」、農林水産省「山村カード調査」

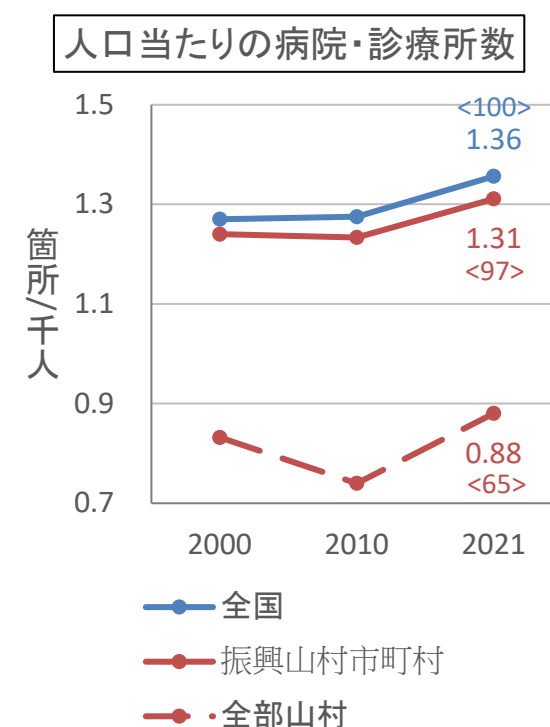
②教育機関、医療機関

- 学校数は一貫して減少し、2010年からの11年間で、小学校数は18%減少(全国は12%減少)、中学校数は10%減少(全国は7%減少)している。
- 病院・診療所数は、人口当たりで見ると、全国の97%の水準(2021年)。

◇教育機関



◇医療機関

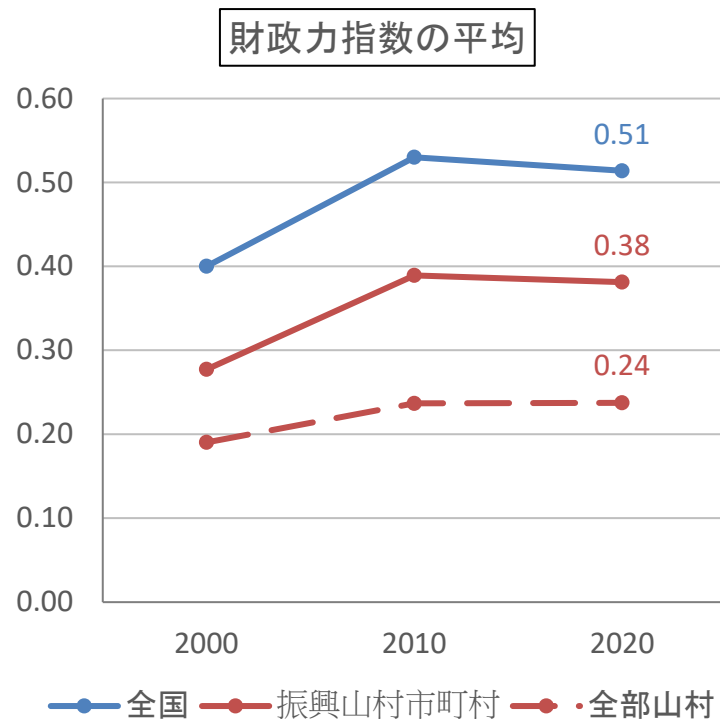


資料：総務省「公共施設状況調」
注：〈 〉内は全国を100とした指数

資料：文部科学省「学校基本調査」

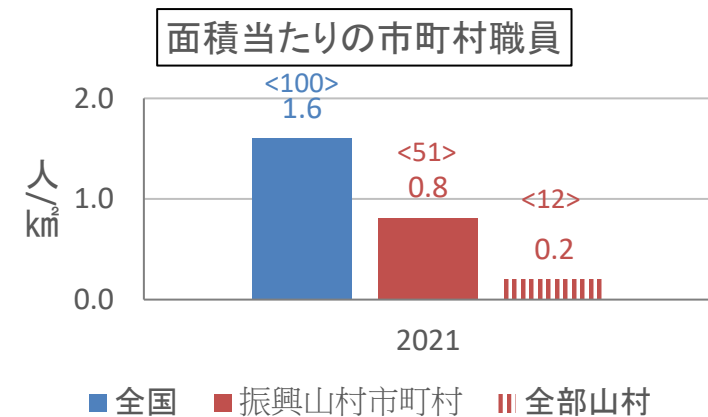
(4) 市町村の状況

- 振興山村市町村の財政力指数は平均で0.38となっており、全国平均の0.51を下回り、厳しい財政状況となっている。
- 市町村職員数は、面積当たりでみると、全国の51%の水準(2021年)。



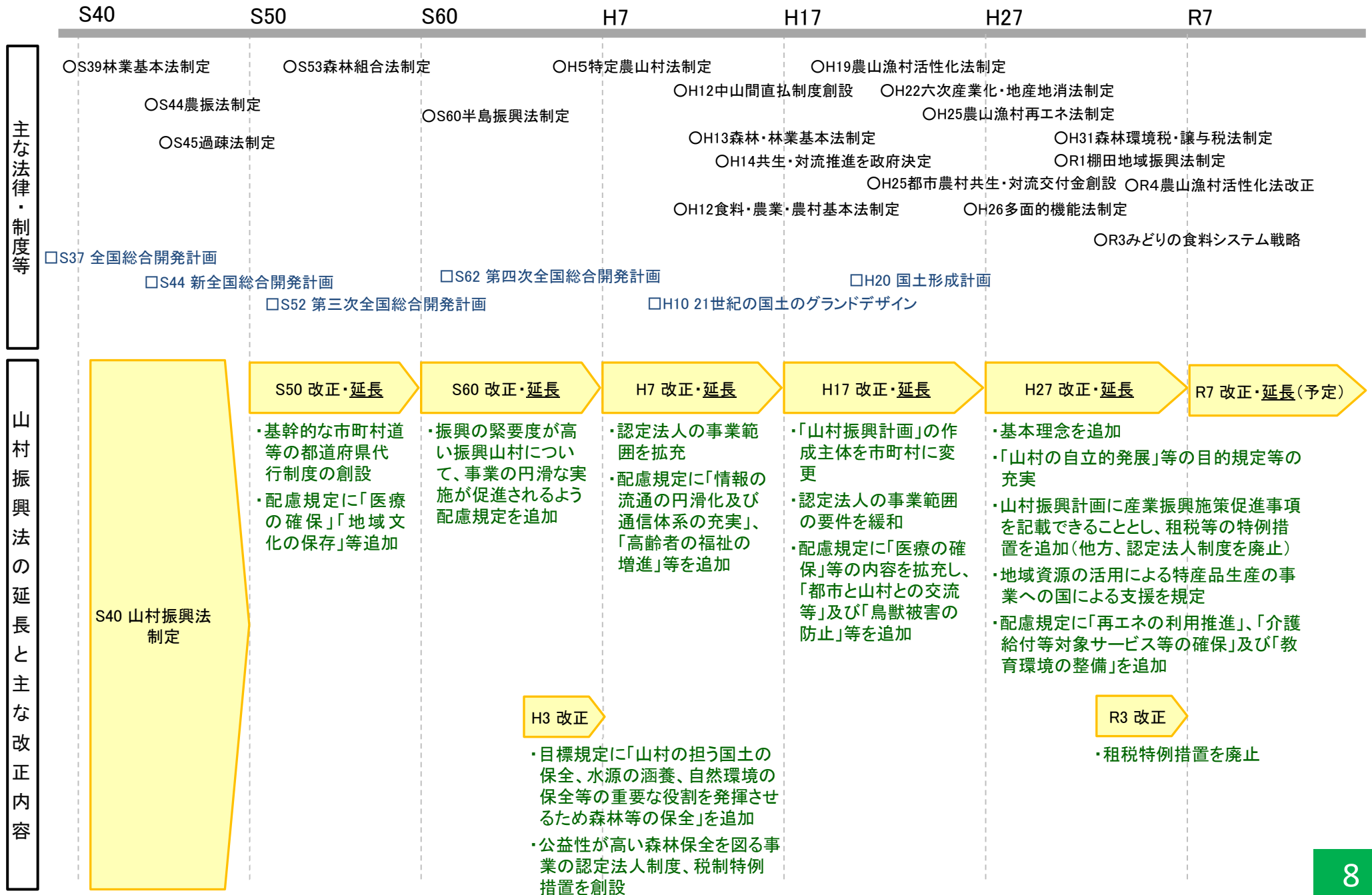
資料：総務省「市町村別決算状況調」、総務省「地方公共団体の主要財政指標一覧」

注：財政力指数とは地方公共団体の財政力を示す指標として用いられるもので、基準財政収入額を基準財政需要額で除した数値の過去3年間の平均値を指す。



資料：総務省「公共施設状況調」、総務省「国勢調査」
注：〈 〉内は全国を100とした指数

4 山村振興法について（昭和40年5月11日法律第64号）－改正経緯



4 山村振興法について（昭和40年5月11日法律第64号） - 概要

- 山村振興法は、昭和40年に議員立法により10年間の時限立法として制定
- その後、昭和50年、60年、平成7年、17年、27年の5度にわたり期限延長。現行法は令和7年3月31日が期限

山村振興法の概要

目 的

国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全等に重要な役割を担っている山村における経済力の培養と住民の福祉の向上並びに人口減少の防止を図り、併せて地域格差の是正と国民経済の発展に寄与する。

概 要

○山村の定義(第2条)

「山村」とは、林野面積の占める比率が高く、交通条件及び経済的、文化的諸条件に恵まれず、産業の開発の程度が低い等の地域であり、政令で定める要件に該当するもの。

○振興山村の指定(第7条)

主務大臣(国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣)が、都道府県知事の申請に基づき、国土審議会の意見を聞いて、「振興山村」を指定。

○山村振興の基本理念(第2条の2)

山村の有する多面的機能が発揮され、国民が将来にわたって恵沢を享受できるよう、森林等の保全を図るとともに、産業基盤、生活環境の整備、産業の育成、福祉の向上、地域間交流の促進等による移住・定住促進を図ること等を旨として推進。

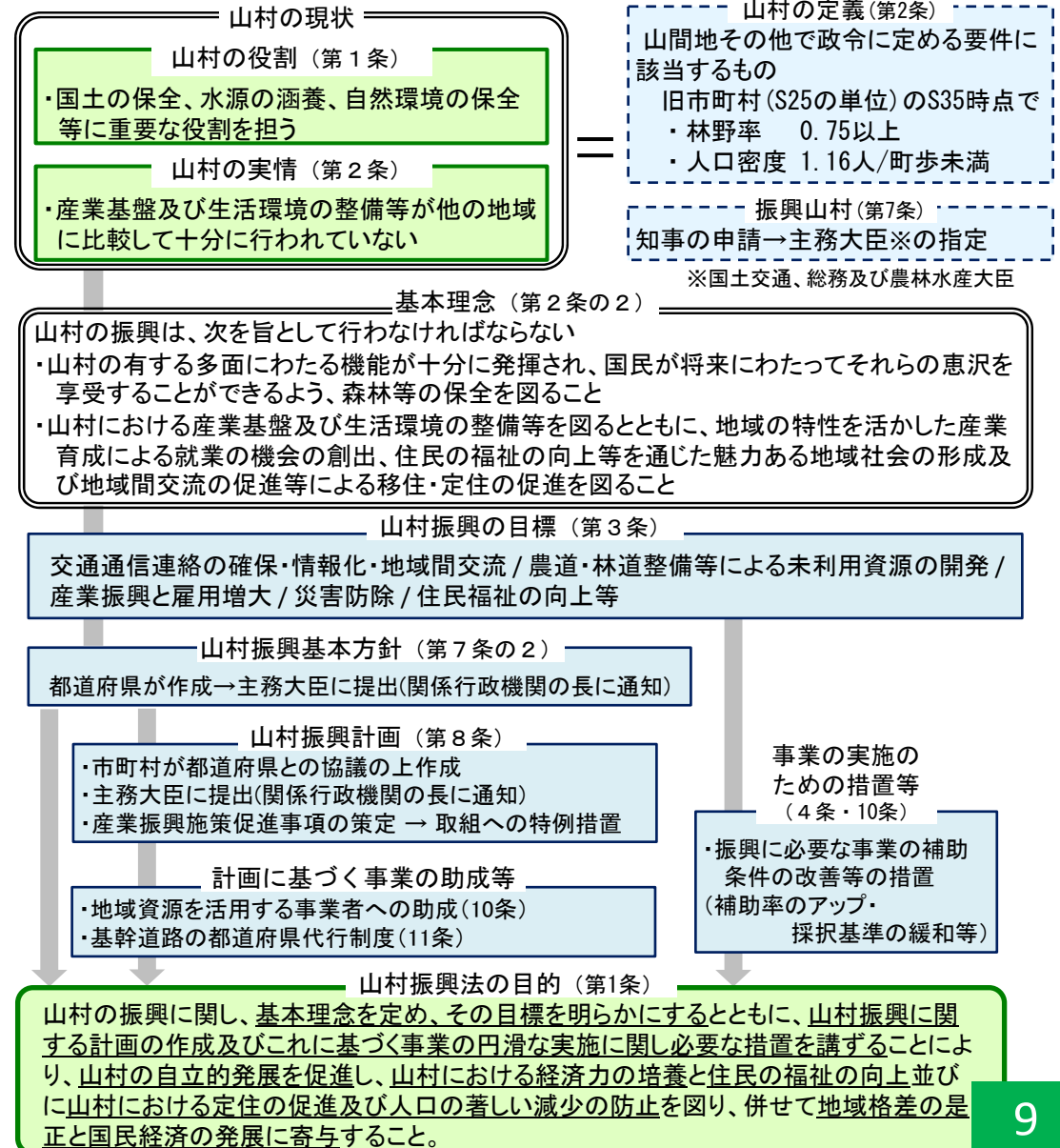
○山村振興基本方針(第7条の2)

都道府県は、当該都道府県における振興山村の振興に関する基本方針を定めることができる。

○山村振興計画(第8条、第8条の2～8条の9、第10条)

市町村は、山村振興基本方針に基づき、都道府県と協議の上、山村振興計画を作成することができる。計画には、農林水産業等の振興のための産業振興施策促進事項も記載することができる。計画や促進事項に基づく事業が円滑に実施されるよう国は助成や特例措置の適用、配慮を行う。

※ 青文字は平成27年法改正によるもの



平成27年法改正における方向性

- 山村の振興に関する基本理念の規定
- 理念に基づき、産業促進を図るための交付金制度等の創設

山村の多面的機能・豊かな地域資源

基本理念

山村の振興は、

- ①山村の有する多面にわたる機能が十分に発揮され、国民が将来にわたってそれらの恵沢を享受することができるよう、森林等の保全を図ること
- ②山村における産業基盤及び生活環境の整備等を図るとともに、就業の機会の創出、住民の福祉の向上等を通じた魅力ある地域社会の形成及び地域間交流の促進等による山村における定住の促進を図ること

を旨として行われなければならないことを基本理念として新たに規定

山村振興計画の規定(産業振興施策促進事項)

産業振興施策促進事項を記載し、国の同意を得た場合、租税特別措置法の規定による所得税又は法人税に関する課税の特例措置 等

産業振興に係る国の支援(交付金)

国は、山村振興計画に基づく、地域資源の活用による特産物の生産の育成等による産業の振興に係る取組を推進する事業に主体的かつ積極的に取り組む振興山村市町村等に対し、必要な費用の助成その他の必要な措置を講ずるものとする規定追加

山村振興計画

基づく取組

地域、事業者への支援

- ・ 山村活性化支援交付金
- ・ 税制特例(工業用機械等に係る割増償却) <※R3.3廃止>



地域内発的な産業振興

地域の所得と雇用の確保

定住促進

山村振興基本方針、山村振興計画、支援制度

- 山村振興基本方針は、都道府県が、振興山村の振興の意義及び方向や、施策に関する基本的な事項などについて定める。これに基づき、市町村は、山村振興計画を作成。
- 山村振興計画は、市町村が、山村振興基本方針に基づき、振興の基本方針や、交通通信体系の整備、地域間交流の促進、産業の振興、医療の確保、生活改善のための施策に関する事項などを内容として作成する、総合的な計画。計画に基づく事業が円滑に実施されるよう、山村活性化支援交付金などによる支援が行われる。

山村振興基本方針の作成・変更

年度	H17-26	H27	H28	H29	H30	R2	計 ※
件数	44	30	2	7	1	2	44

※R1年度、R3年度は、作成・変更がなかった。

※大阪府、長崎県、沖縄県には、振興山村がない。

※作成・変更を少なくとも1回行った市町村をカウントしているため、各年度の合計とは一致しない。

山村振興計画の作成・変更

作成主体が市町村となったH17年度以降について集計。

年度	H17-26	H27	H28	H29
件数	414	86	53	39

	H30	R1	R2	R3	計 ※
	30	19	46	21	480

※作成・変更を少なくとも1回行った市町村をカウントしているため、各年度の合計とは一致しない。

山村活性化支援交付金

実施地区数：約250地区（H27～）

開発商品例：農・畜・水産加工食品、調理食品、雑貨・小物、木材製品、ジビエ加工品、飲料、地域食材メニュー等

基幹的な市町村道等の整備の都道府県代行制度

基幹的な市町村道、農道、林道及び漁港関連道について、その整備を図ることが特に緊要である場合、山村振興計画に基づき、都道府県が、市町村に代わって、新設・改築を行うことができる。事業費に対する国費による補助率は、50/100等。

	H27年度	H28年度	H29年度
件数	41	41	40
うち市町村道	2	3	3
うち農道	4	2	2
うち林道	35	36	35

	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
	36	37	36	29
	2	2	2	2
	2	2	2	0
	32	33	32	27

※漁港関連道については、本制度の活用はなかった。

産業振興施策促進事項の取組

- 産業振興施策促進事項は、平成27年3月の山村振興法の一部改正により新設。
- 振興山村市町村は、地域の特性に応じた農林水産業の振興、商工業の振興、観光の振興その他の産業の振興のための施策の促進に関する事項（産業振興施策促進事項）を山村振興計画の中に記載することができる。市町村が当該事項を記載し同意を得た場合には、当該事項に基づく取組について、各種の支援措置が利用可能。

産業振興施策促進事項の作成状況

年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	計
市町村	1	4	8	12	10	27	62

支援措置の利用実績

振興山村における工業用機械等に係る割増償却(R2年度限りで廃止)

山村振興計画に記載された産業振興施策促進区域で、山村振興計画に記載された地域資源を活用する製造業や農林水産物等販売業を営む中小企業者が、それらの事業の用に供する機械や建物等の資産の取得等を行った場合、それらの事業の用に供した年度から5年間、通常の償却限度額に普通償却限度額の一定割合に相当する額を加えた額まで、必要経費に含めることができる（割増償却制度）。

利用なし

林業・木材産業改善資金の償還期間・据置期間の延長

産業振興施策促進区域において、林業者、木材製造業を営む者等が、未利用又は低利用の森林資源を活用して地域の産業振興を図る事業を実施する場合に、林業・木材産業改善資金の償還期間及び据置期間をそれぞれ2年延長。

R3年度までに利用なし

補助金等交付財産の目的外使用の際の手続きの簡素化

産業振興施策促進事項に、産業の振興を図る事業として補助金等交付財産を転用して行う事業を記載し、主務大臣及び都道府県の同意を得た時には、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第二十二条に規定する各省各庁の承認を受けたものとみなす。

R3年度までに利用なし

出典 個別の注があるものを除いて、農林水産省調べ

地方税の不均一課税に伴う減収補てん措置(R2年度限りで廃止)

山村振興計画に記載された産業振興施策促進区域で、地域資源を活用する製造業や農林水産物等販売業の用に供する、機械や建物等の資産の取得等を行った中小企業者について、都道府県が不動産取得税、市町村が固定資産税の軽減措置（不均一課税）を講じた場合に、減収分のうち一定の額を地方財政措置で補填。

2018(H30)年度	固定資産税 1件 鳥取県八頭町
2020(R2)年度	固定資産税 1件 鳥取県八頭町

出典 総務省調べ

※ 以下の地方税の不均一課税の実績と一致しないのは、適用要件を満たしていない場合は減収補填措置の対象とならないため。

(参考)地方税の不均一課税の実績

2017(H29)年度	2件 ・ 不動産取得税・固定資産税 鳥取県八頭町（自社牧場の鶏卵等を活用した食事の提供。農家レストランの建物・機械等） ・ 不動産取得税・固定資産税 愛知県豊田市（農産物直売所の運営。農産物直売施設）
2018(H30)年度	1件 ・ 固定資産税 熊本県八代市（ブランド米の生産・販売。乾燥調製設備一式）
2019(R1)年度	1件 ・ 固定資産税 岡山県西栗倉村（木製家具・遊具等の製造。木工製品保管施設）

5 関連施策

(1) 農村政策

食料・農業・農村基本計画（令和2年3月閣議決定）における農村の振興に関する施策（概要）

農村、特に中山間地域においては、少子高齢化・人口減少が都市に先駆けて進行する一方で、「田園回帰」による人の流れが全国的な広がりを持ちながら継続しているなど、農村の持つ価値や魅力が国内外で再評価され、多様なライフスタイルの普及や、関係人口の拡大等により地域活性化に貢献する動きがみられる。このような最近の変化にも的確に対応しつつ、**関係府省、都道府県・市町村、事業者が連携・協働し、「地域政策の総合化」を図る。**

しごと

（１）地域資源を活用した**所得と雇用機会の確保**

- ① 中山間地域等の特性を活かした複合経営等の多様な農業経営の推進
- ② 地域資源の発掘・磨き上げと他分野との組合せ等を通じた所得と雇用機会の増大
 - ・農村発イノベーション※をはじめとした地域資源の高付加価値化
 - ・農泊、ジビエ、農福連携 等
- ③ 地域経済循環の拡大
 - ・バイオマス・再生可能エネルギー、農畜産物等の地域内活用・消費
 - ・農村におけるSDGs達成に向けた取組
- ④ 多様な機能を有する都市農業の推進

食料・農業政策

くらし

（２）中山間地域等をはじめとする**農村に人が住み続けるための条件整備**

- ① 地域コミュニティ機能の維持や強化
 - ・世代を超えた人々による地域のビジョンづくり
 - ・放牧等の多様な土地利用方策とそれを実施する仕組みの構築
 - ・「小さな拠点」の形成
 - ・地域コミュニティ機能の形成のための場づくり
- ② 多面的機能の発揮の促進
- ③ 生活インフラ等の確保
 - ・情報通信環境の確保
 - ・地域内交通の確保・維持 等
- ④ 鳥獣被害対策等の推進

※農村発イノベーション

活用可能な農村の地域資源を発掘し、磨き上げた上で、これまでにない他分野と組み合わせる取組

活力

（３）**農村を支える新たな動きや活力の創出**

- ① 地域を支える体制及び人材づくり
 - ・地域運営組織の形成
 - ・地域内の**人材の育成**及び確保
 - ・関係人口の創出・拡大や関係の深化を通じた人材の裾野の拡大 等
- ② 農村の魅力の発信
 - ・半農半X、デュアルライフ（二地域居住）などの**多様なライフスタイル**の提示
 - ・農的暮らしなどの**多様な農への関わり**への支援体制の構築
 - ・棚田地域の振興と魅力の発信 等
- ③ 多面的機能に関する国民の理解の促進等

食料・農業政策

仕組み

（４）「３つの柱」を継続的に進めるための関係府省で連携した仕組みづくり

- 農村の実態や要望について、農林水産省が中心となって、都道府県・市町村、関係府省、民間とともに、現場に出向いて**直接把握**し、把握した内容を調査・分析した上で、**課題の解決**を図る取組を継続的に実施するための仕組みの構築

地方への人の流れを加速化させ持続的低密度社会を実現するための 新しい農村政策の構築（概要）

令和4年4月
新しい農村政策の在り方に関する検討会
長期的な土地利用の在り方に関する検討会

背景

○新型コロナウイルス感染症の影響 ○人口・経済活動の大都市への過度な集中 ○テレワーク、兼業・副業等の新しいスタイルの働き方 ○田園回帰による人の流れの加速化 ○デジタル技術の活用 ○少子高齢化・人口減少 ○農村の持つ価値や魅力の再評価 ○持続的な低密度社会の実現 ○大都市から農村への人口分散 ○災害に強い持続的な国土保全、みどりの食料システム戦略、2050年カーボンニュートラル、SDGsへの貢献

具体的施策の方向性

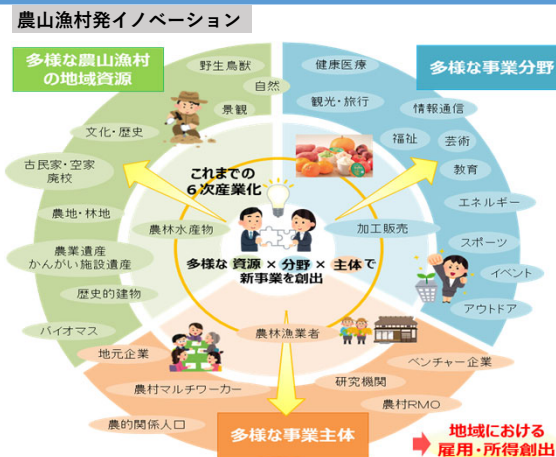
しごとづくりの施策 （農村における所得と雇用機会の確保）

○多様な主体が参画し、地域資源を活用して新たな事業を創出する「農山漁村発イノベーション」の推進

- 農山漁村発イノベーションに必要な施設等の整備を行う場合の必要な手続を迅速化
- 中央・都道府県段階にあるサポートセンターの機能を拡充し、多様な地域資源を活用した商品・サービスの開発等の推進や、専門家派遣を実施

農山漁村発イノベーション：

6次産業化のほか、農山漁村の活用可能な地域資源を掘掘し、磨き上げた上で、他分野と組み合わせて新しい事業を創出する取組



くらしの施策 （中山間地域等をはじめとする農村に人が住み続けるための条件整備）

○多様な関係者が連携し、農用地の保全、地域資源の活用、生活支援に取り組む農村型地域運営組織（農村RMO）の育成

- 農村RMO形成のための取組や伴走支援を実施

○生活インフラ・サービスの整備の推進

- 生活インフラ・サービスが受けられる環境を関係府省と連携して推進
- 官民で連携し、情報通信環境の構築に向けたノウハウの横展開や人材の育成・確保

○防災減災対策の推進

- ため池等の豪雨対策の手続を迅速化

農村型地域運営組織（農村RMO）のイメージ



農村RMO （Region Management Organization）：

地域コミュニティ機能を維持強化するため、多様な関係者が連携し、農用地の保全、地域資源の活用、生活支援に取り組む地域運営組織

土地利用の施策 （人口減少社会における長期的な土地利用の在り方）

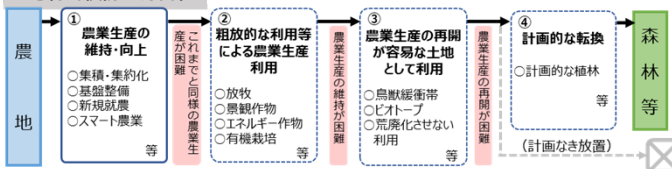
○食料の安定供給のための農地の確保を前提とした、地域ぐるみの話し合いを通じた持続可能な土地利用の推進

- 地域の話し合いを通じた持続可能な土地利用計画の策定、農地の粗放利用や計画的な植林等の取組を支援
- 地域の話し合いを通じて、農林漁業団体等が、農用地の保全等に関する事業（放牧等の粗放的管理、鳥獣緩衝帯の整備、林地化等）を実施しようとする場合に、地方自治体に活性化計画の作成を提案できる仕組みや、当該計画に基づく事業実施に必要な手続の迅速化を図る仕組みを構築

・市町村による土地の詳細な用途（有機農業、放牧等）の指定を推進する仕組みを構築

・農地バンクが一定のまとまりで借り受けた農地について、都道府県が農業者の費用負担を求めずに農業水利施設等の整備ができる仕組みを構築

土地利用検討の方向性



活力づくりの施策 （農村を支える新たな動きや活力の創出）

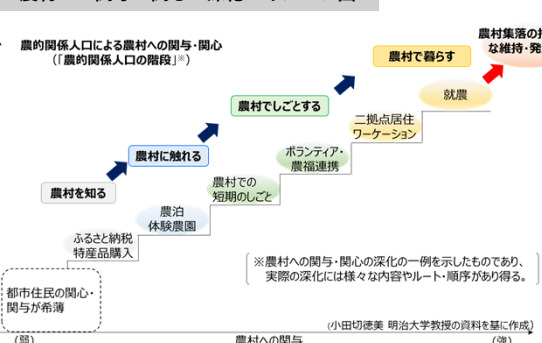
○地域づくり人材の育成や広域的なサポート体制の構築

- 農村プロデューサー養成講座の全国展開
- 農村RMO形成の伴走者となる中間支援組織の育成や農山漁村発イノベーションの推進のためのサポートセンターの機能拡充
- 土地改良事業団体連合会が、資金の調達・交付や工事の受託により、土地改良区等を支援する仕組みを構築

○農的関係人口の創出・拡大

- 農山漁村での様々な活動に、都市部等からの多様な人材が関わる機会を創出

農村への関与・関心の深化のイメージ図



関係府省で連携した仕組みづくり

関係府省、地方自治体、事業者と連携・協働し、施策を一体的に講ずる「地域政策の総合化」の推進

農山漁村地域づくりホットラインを通じ、地域づくりに取り組む団体等の相談や、必要な取組に対して関係府省と施策を結集させて対応

農村RMOに関する関係府省連絡会議の設置

事業概要（目的・実施主体・補助率等）

- ・山村の活性化を図るため、山村の特色ある**地域資源の活用**等を通じた**所得・雇用の増大を図る取組を支援**します。
- 実施主体：市町村、地域協議会等
- 補助率：定額（上限1,000万円/地区）等）

事業内容（詳細）

1. 山村活性化対策事業

山村振興法に基づき、農林水産物等の消費の拡大や域外への販売促進、付加価値の向上等を通じた地域経済の活性化を図るため、山村や地域資源の潜在力を再評価し、これを加工・活用し、山村地域ならではの特産品やサービスを開発・販売するためのソフト活動（資源調査、組織・体制づくり、人材育成、商品・サービス開発等）を支援します。



現地調査



合意形成・計画づくり



地域資源を活用した
商品の開発

2. 商談会開催等事業

地域資源を活用した商品開発等の取組や商品・サービスに関する事業化、さらに開発した商品等の販路開拓・拡大をバックアップするため、①マーケティングのノウハウに係る基礎講習、②ビジネスモデル作成に関するワークショップ、③バイヤーとの商談会の取組を支援します。

成果（データ）や事例

○地域資源の例

野菜・規格外野菜、山菜、きのこ、地域材（用材、間伐材、未利用材）、酒米・酒粕、塩、栗、蜂蜜、未利用資源（地ビール廃棄物等）、ジビエ、獣皮、野草（ハーブ、エキス）、大豆、新規作物（ビーツ、えごま、マカ）、伝統工芸品、海産・養殖魚、景観 など

○商品開発の事例



【はちみつ】



【マカカレー】



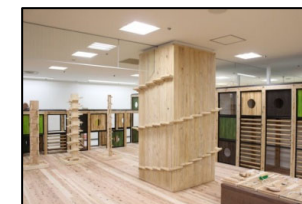
【化粧品】



【BBQプレート】



【清酒】



【施設を木材でコーディネート】

実施地区数：約250地区（H27～）

事業概要・目的

中山間地域等では、高齢化の進行に伴う耕作放棄の増加等により、国土の保全、水源のかん養等の多面的機能の低下が懸念されている。このため、中山間地域等において、農業生産条件の不利を補正することにより、将来に向けて農業生産活動を維持する活動を支援。

事業内容

【対象地域】 中山間地域等（地域振興8法と棚田法指定地域及び知事が定める特認地域）

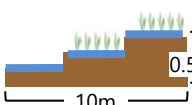
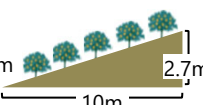
【対象者】 集落協定又は個別協定に基づき5年以上継続して耕作を行う農業者等

【集落協定等に基づく活動】

①農業生産活動等を継続するための活動（単価の8割を交付）：耕作放棄の発生防止、水路・農道の管理活動等

②農業生産活動等の体制整備のための取組（単価の10割を交付）：集落戦略の作成

【主な交付単価】

地目	区 分	交付単価 (円/10a)	田：急傾斜 (傾斜：1/20)	畑：急傾斜 (傾斜：15度)		
田	急傾斜（1/20以上）	21,000				
	緩傾斜（1/100以上）	8,000				
畑	急傾斜（15度以上）	11,500			21,000円 /10a 11,500円 /10a	
	緩傾斜（8度以上）	3,500				

【加算措置】

上記の活動に加え、地域農業の維持・発展に資する一定の取組を行う場合には交付単価に所定額を加算（棚田地域振興活動加算、超急傾斜農地保全管理加算、集落協定広域化加算、集落機能強化加算、生産性向上加算）

成果・事例

○農用地の減少防止効果（第三者委員会の最終評価）

第4期対策（H27～R1）において、26千協定が66.4万haの農用地を維持・管理したことで、約3.9万haの耕作放棄の発生防止を含む約7.5万haの農用地の減少が防止されたと評価

○山村振興法指定地域における実績（R3年度）

【市町村数】 638市町村（全数：996市町村）

【交付金額】 約404億円（全数：約524億円）

○指定地域における制度利用事例（福島県北塩原村）

【集落の状況】

農家の高齢化や後継者不足により、共同活動の参加者が減少し、農道・水路等の維持管理が困難

【取組内容】

・交付金を所得向上や地域活性化等に活用
・一村一協定の広域組織とし、事務委託もすることで事務機能を一元化

【成果等】

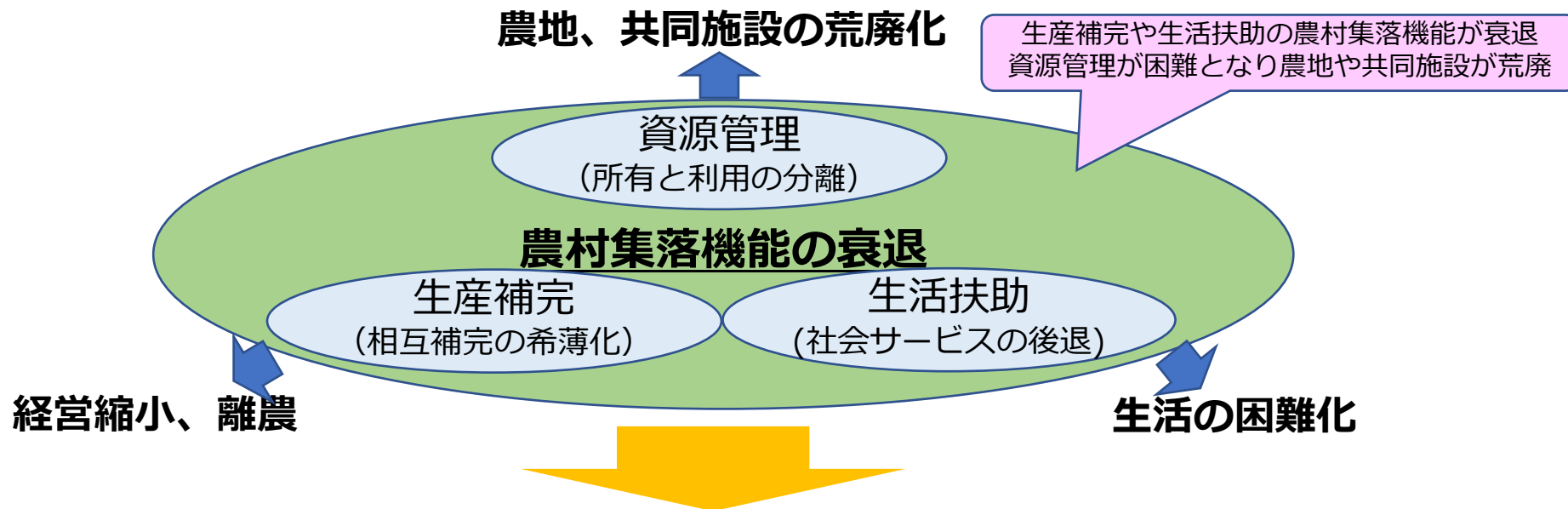
・地域内外の人材を確保し、各集落に派遣することで、共同活動の支援や交流を推進



広域化に向けた集落座談会

農村地域での集落機能の低下と地域運営組織の必要性

- 中山間地域では、高齢化・人口減少の進行により、農業生産活動のみならず、**地域資源（農地・水路等）の保全や生活（買い物・子育て）など集落維持に必要な機能が弱体化**。
- 農家、非農家が一体となり、生産、生活扶助、資源管理に取り組むことで、地域コミュニティの機能を維持・強化することが必要。



3つの集落機能を補完する地域運営組織（RMO）が必要

地域運営組織とは、地域の生活や暮らしを守るため、地域で暮らす人々が中心となって形成され、地域内の様々な関係主体が参加する協議組織が定めた地域経営の指針に基づき、地域課題の解決に向けた取り組みを持続的に実践する組織。

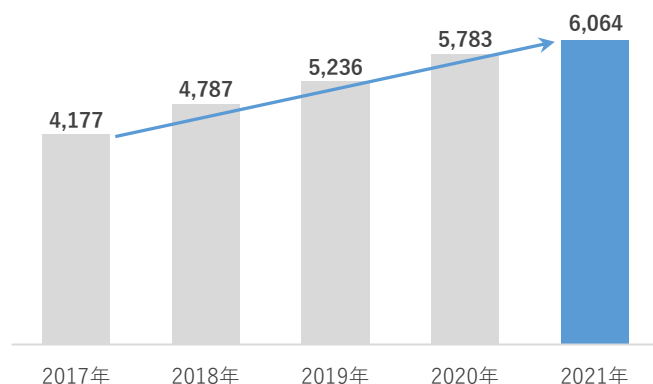
RMO: Region Management Organizationの略

(例) ○○まちづくり協議会、○○地域づくり協議会、○○地域協議会、○○地域運営協議会 等

地域運営組織（RMO）の現状と課題

- 近年、地域で暮らす人々が中心となって地域課題の解決に向けた取組を持続的に実践する
地域運営組織（RMO）の形成数は増加。一方、**農に関する活動は僅か**。
- 市町村の一般行政職員数は、**17年間で11.2%減少**。特に農林水産担当は**27.6%**と減少幅が大きい。

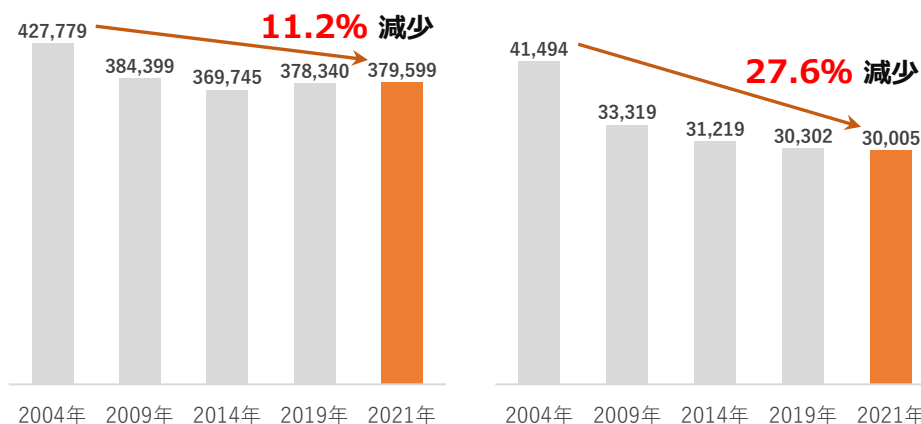
地域運営組織の形成数



市町村職員数の推移

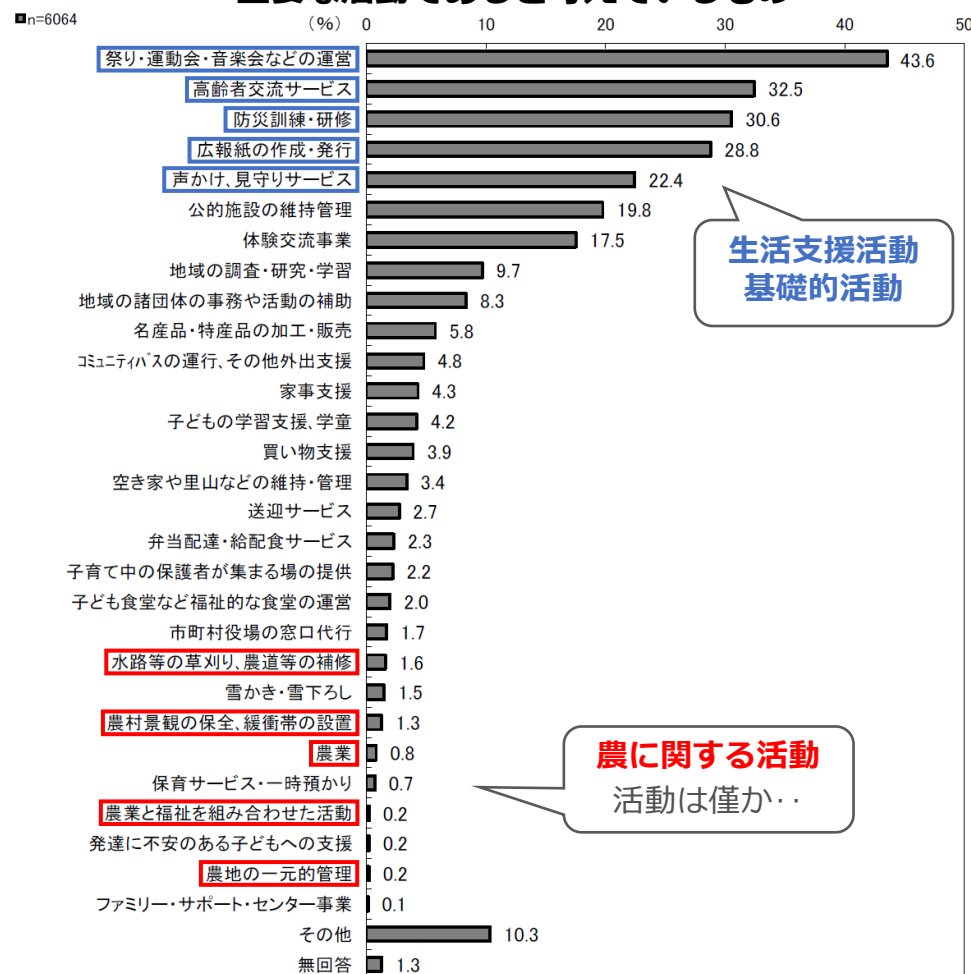
一般行政（福祉関係除く）

農林水産



出典：総務省「地方公共団体定員管理調査結果」から作成。
（一部事務管理組合の職員を除いている）

実施している活動のうち、
主要な活動であると考えているもの



生活支援活動
基礎的活動

農に関する活動
活動は僅か…

出典：総務省「地域運営組織の形成及び持続的な運営に関する調査研究事業 報告書」
（市区町村：1,706団体、地域運営組織：6,064団体が回答）

中山間地域の保全のための農村型地域運営組織（農村RMO）のイメージ

複数の集落による集落協定や農業法人など農業者を母体とした組織と、自治会、社会福祉協議会など多様な地域の関係者とが連携して協議会を設立し、農村RMOの活動の基礎となる農用地等の保全、地域資源の活用、農山漁村の生活支援に係る将来ビジョンを策定し、これに基づき各事業を実施。

農村RMO※

協議機能 協議会（総会）

（小学校区程度のエリア）

集落協定
集落営農
農業法人
など



自治会・町内会
婦人会・PTA
社会福祉協議会
など

地域の存続に向けて普段から組織的に活動を行っている農業者を母体とした組織を形成

事務局

総務部

生活部

交流部

産業部

資源部

地域の将来ビジョン

実行機能

事業の実施

資源管理

生産補完
農業振興

生活扶助

農用地の保全



地域ぐるみの農地の保全・活用

地域資源の活用



直売所を核とした域内経済循環

生活支援



集荷作業と併せた買い物支援

「農村空間を管理」し、農産物供給、景観、レクリエーション等「地域資源」を活用、さらに交流や居住等「生活」の空間として活用。

多面的機能支払の対象集落

A 集落協定

B 集落協定

C 集落

D 集落協定

E 集落協定

F 集落営農

G 農業法人

H 農業法人

中山間地域等直接支払の対象集落

中山間地域等直接支払、多面的機能支払による共同活動、組織的活動の下地

※ 地域運営組織が展開する活動は多種多様であり、法人格を持たない任意団体（自治会・町内会、自治会等の連合組織など）をはじめ、NPO法人、認可地縁団体、一般社団法人、株式会社、合同会社など多様な法人制度を活用。

農村型地域運営組織（農村RMO）形成推進事業 ～地域で支え合うむらづくりの推進～

【令和4年度予算額 9,752（9,805）百万円の内数】

<対策のポイント>

中山間地域において、複数の農村集落の機能を補完する「農村型地域運営組織（農村RMO）」の形成により地域で支え合うむらづくりを推進するため、農村RMOを目指してむらづくり協議会等が行う実証事業等の取組や協議会の伴走者となる中間支援組織の育成等の取組に対する支援を実施します。

<事業目標>

農用地保全に取り組む地域運営組織（100地区〔令和8年度まで〕）

<事業の内容>

1. 農村RMOモデル形成支援

地域協議会等が作成する将来ビジョンに基づく農用地保全、地域資源活用、生活支援にかかる調査、計画作成、実証事業等の取組を支援します。

【事業期間：上限3年間、交付率：定額】

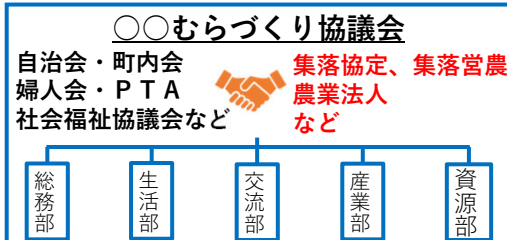
2. 農村RMO伴走支援体制の構築

農村RMO形成を効率的に進めるため、中間支援組織の育成等を通じた都道府県単位における伴走支援体制の構築や、各地域の取組に関する情報・知見の蓄積・共有、研修等を行う全国プラットフォームの整備に対して支援します。

農村型地域運営組織（農村RMO：Region Management Organization）
複数の集落の機能を補完して、農用地保全活動や農業を核とした経済活動と併せて、生活支援等地域コミュニティの維持に資する取組を行う組織

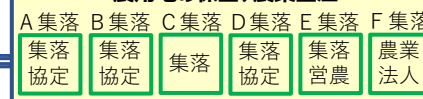
<事業イメージ>

農村型地域運営組織（農村RMO）のイメージ



- 複数の集落による集落協定等と自治会など多様な地域の関係者が連携して協議会を設立
- 地域の話合いにより、農用地の保全、地域資源の活用、農村の生活支援に係る将来ビジョンの策定

農用地の保全、農業生産

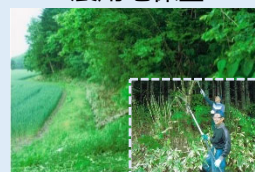


農村型地域運営組織（農村RMO）形成推進事業

農村RMOモデル形成支援

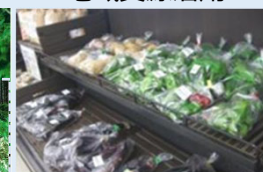
【支援対象】
・調査・分析
・計画作成
・実証事業 等

農用地保全



農地周辺・林地の草刈り作業

【事業対象分野】 地域資源活用



直売所を核とした域内経済循環

生活支援



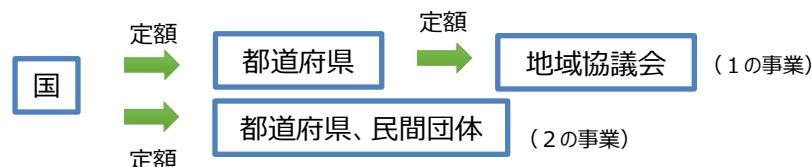
集荷作業と併せた買い物支援

農村RMO伴走支援体制の構築



【お問い合わせ先】農村振興局地域振興課（03-3501-8359）

<事業の流れ>



※下線部は拡充内容

農村RMO形成推進に向けた各府省連携

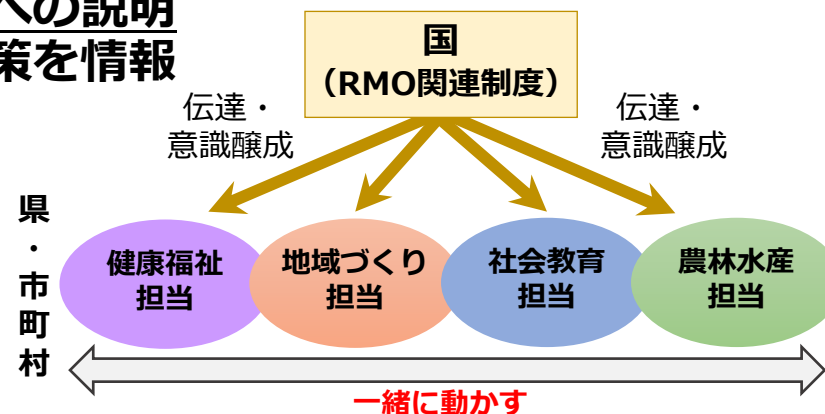
1. 「農村RMO」の形成にあたって各府省所管の各種制度を活用

＜農村RMOとの関わりが想定される制度＞

内閣府	総務省	文部科学省	厚生労働省	国土交通省	
● 地域活性化伝道師	● 集落支援員 ● 地域おこし協力隊 ● 地域プロジェクトマネージャー ● 地域力創造アドバイザー	● 地域活性化起業人 ● 特定地域づくり協同組合 ● 過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業 ● 地方交付税	● 社会教育施策（公民館活動、社会教育士等）	● 生活支援コーディネーター ● 介護保険法に基づく地域支援事業 ● 重層的支援体制整備事業	● 小さな拠点を核としたふるさと集落生活圈形成推進事業 ● 国土の管理構想（地域管理構想）

2. 各省が実施する都道府県・市町村の担当部局等への説明において、農林水産省から農村RMO形成推進施策を情報提供し、各地域の一体的な取組を促進

- 【文部科学省】第115回中央教育審議会生涯学習分科会(R4.2.15)
- 【厚生労働省】重層的支援体制整備事業との連携に関する連名通知(R4.3.1)
- 【厚生労働省】社会・援護局関係主管課長会議(R4.3.18)
- 【内閣府】小さな拠点・地域運営組織／関係人口担当者会議(R4.5.10)
- 【厚生労働省】社会保障審議会介護保険部会(R4.5.16)



3. 関係府省連絡会議（農村RMO形成促進に関する情報共有の場）の形成

- 【関係府省等】総務省、内閣府、厚生労働省、国土交通省、文部科学省、農林水産省、各種団体等
- 【会議の内容】①現場情報の共有、②関連施策の共有
- 【開催実績】第1回(R3.10.21)、第2回(R4.1.20)、農村RMO推進シンポジウム(R4.3.10)
- 第1回農村RMO推進研究会(R4.9.5)**



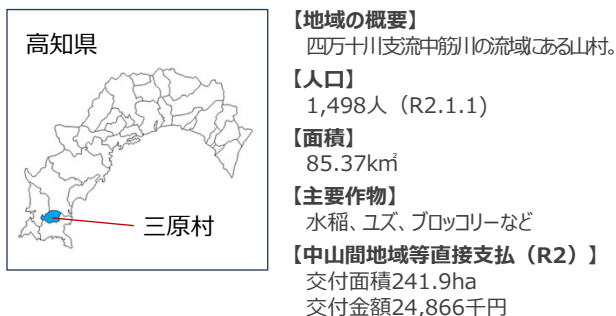
R4.9.5 農村RMO推進研究会

連携を確認している各省担当課【総務省地域自立応援課（地域振興室、過疎対策室）、厚生労働省認知症施策・地域介護推進課・地域福祉課、文部科学省生涯学習推進課・地域学習推進課、国土交通省総合計画課・地方振興課、内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局、内閣府地方創生事務局】

農村型地域運営組織（農村RMO）の事例 高知県三原村 集落活動センターやまびこ ～1,500人の村人全員が「ワンチーム」で取り組み、安心して生活できる村を実現～

- 農事組合法人が中心となり、集落営農や中山間地域等直接支払等の農用地保全活動に取り組み。
- 地域資源を活用した商品開発やブランド化の他、地域の生活や伝統を守る取組を実施。
- 移住者の定着のため、交流会やユズの農作業研修などを開催。移住者のための住宅も提供。

【高知県三原村】



農村型地域運営組織（農村RMO）の事例 【一般社団法人 三原村 集落活動センターやまびこ】



【農用地保全】



【地域資源活用】



【生活支援】

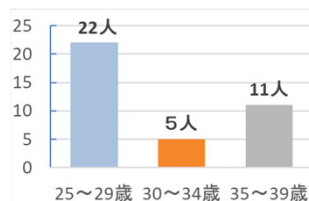


【定住促進】

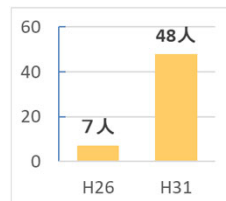


【農村RMOの活動による成果】

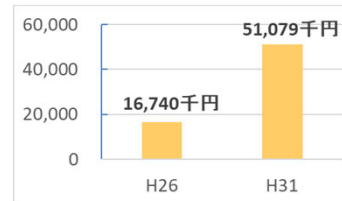
社会増減（H22 → H27）



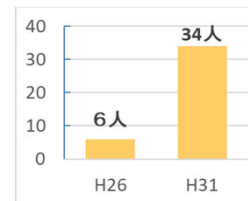
村外からの移住者（累計）



ユズ生産額（単年）



農業公社ユズ関連就労者数（単年）



特定地域づくり事業協同組合制度の概要

R4 予算額 5.0億円
(内閣府予算計上)

根拠法：地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律（令和2年6月4日施行）

人口急減地域の課題

- ・ 事業者単位で見ると年間を通じた仕事がない
- ・ 安定的な雇用環境、一定の給与水準を確保できない

⇒人口流出の要因、Uターン・Iターン・Jターンの障害

特定地域づくり事業協同組合制度

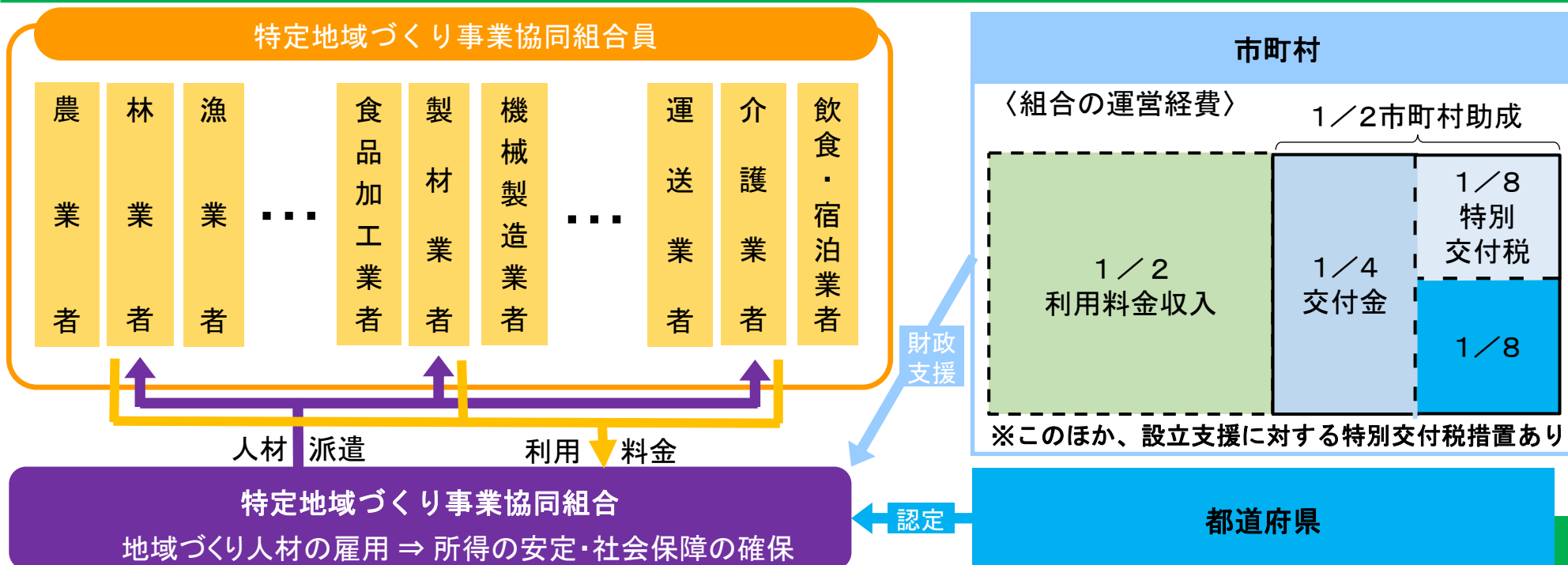
- ・ 地域の仕事を組み合わせて年間を通じた仕事を創出
 - ・ 組合で職員を雇用し事業者に派遣
(安定的な雇用環境、一定の給与水準を確保)
- ⇒地域の担い手を確保

人口急減法の概要

対象：人口規模・人口密度・事業所数等に照らし、人材確保に特に支援が必要な地区として知事が判断
※過疎地域に限られない

認定手続：事業協同組合の申請に基づき、都道府県知事が認定（10年更新制）

特例措置：労働者派遣法に基づく労働者派遣事業（無期雇用職員に限る）を届出で実施可能



農村型地域運営組織（農村RMO）と特定地域づくり事業協同組合の連携

(1)

農村政策

くらしの施策

- 地域内外の若者等を雇用した特定地域づくり事業協同組合と連携して、同組合から農村型地域運営組織（農村RMO）に人材を派遣することにより、農村地域が必要とする活動を実施していくことで、農村の振興につながることを期待。

農林水産省の支援

- 農村型地域運営組織（農村RMO）の形成支援

（農林地保全事業
地域資源活用事業
生活支援事業）



- 農山漁村発イノベーションへの支援
（交付金の交付、人材マッチングなど）



（組合員）地域内の事業者（※）

<事例> 安来市特定地域づくり事業協同組合 組合員



農事組合法人のきの郷
(業種：農業)



有限会社梅林商会
(業種：農機具販売・小売業)



えーひだカンパニー株式会社
(業種：農業)



やすぎアグリ合同会社
(業種：農業)



農事組合法人
おおつが営農組合
(業種：農業)



有限会社
ジェイエーやすぎサービス
(業種：農業)



株式会社
LPCベジタリアファーム
(業種：農業)



北中農園
(業種：農業)



合同会社VEGE福藤
(業種：農業)

利用料金

人材派遣

利用料金

人材派遣

特定地域づくり事業協同組合
地域づくり人材（雇用）

※ 法人格を持たない任意の組織
・団体・グループ等は対象外

出典：安来市特定地域づくり事業協同組合ホームページ

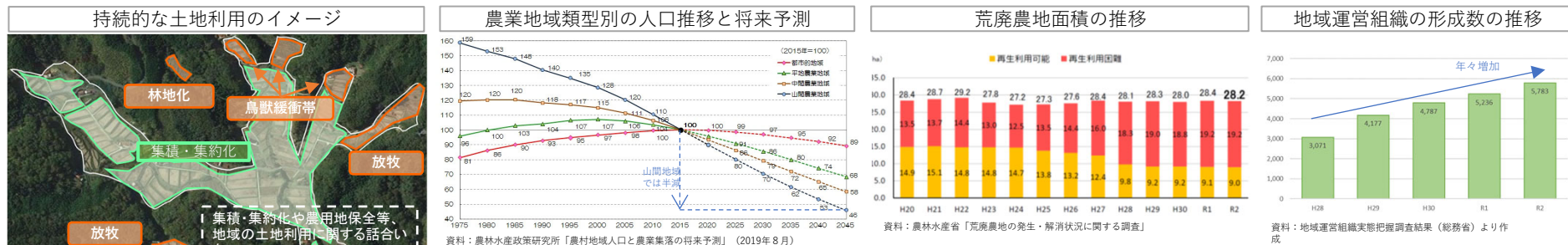


地域内外の若者等



農山漁村活性化法の一部を改正する法律のポイント

- 人口の減少、高齢化が進む農山漁村において、**農用地の保全等により荒廃防止**を図りつつ、**活性化の取組を計画的に推進**するため、
- ・地方公共団体が作成する**活性化計画**の記載事項として、**農林漁業団体等**が実施する**農用地の保全等**に関する事業を新たに位置付け、
 - ・当該事業の実施に必要な**農林地等**についての**所有権の移転等**を促進するための措置等を講ずる。



農山漁村地域の持続的な土地利用の推進

- 農用地の保全等に関する事業**を**活性化計画の対象事業**に位置付け、放牧等の粗放管理を含む**計画的な土地利用を推進**

改正前

活性化計画の対象事業は

- ・生産基盤・施設の整備に関する事業
- ・生活環境施設の整備に関する事業
- ・地域間交流拠点施設の整備に関する事業



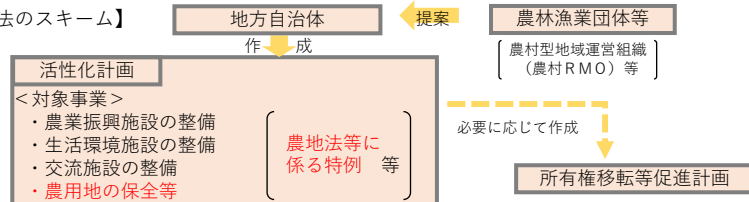
改正後

活性化計画の対象事業に

- ・**農用地の保全等に関する事業**
(放牧、鳥獣緩衝帯、林地化等) **を追加**



【活性化法のスキーム】



関係法律に基づく申請手続の簡略化

(農山漁村活性化法と共通する添付書類の一部を省略等)

- 市民農園整備促進法**に基づく**認定申請手続の簡略化**
- 多面法**※に基づく**認定申請手続の簡略化**

所有権移転等促進計画

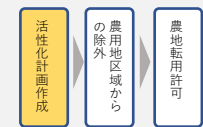
- 施設用地、**農用地の保全等に関する事業**の実施に必要な農林地等の所有権、賃借権等の権利関係の一括整理

地域の円滑な取組の推進

- 活性化計画に記載された事業を実施する際、**農地転用許可手続等の迅速化の特例**を措置

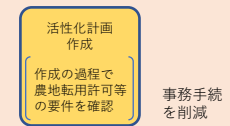
改正前

- ・事業の実施に当たって、活性化計画の作成、農用地区域からの除外手続、農地転用許可手続等をそれぞれ実施



改正後

- ・農地転用等について、活性化計画作成時に許可等の要件を確認（**農地転用許可手続等のワンストップ化**）



交付金による支援

- 農山漁村振興交付金**（農山漁村発イノベーション等整備事業）により、農泊施設など農山漁村発イノベーション施設の整備等の取組を支援

※このほか、**農山漁村振興交付金**のうち、

- ・**農山漁村発イノベーション推進支援事業**（商品開発、専門家派遣等）
 - ・**農村型地域運営組織（農村RMO）形成推進事業**（モデル形成支援等）
 - ・**最適土地利用対策等**（土地利用計画の策定支援等）
- 等により地域の活動を支援

ハード

ソフト

注）赤字は今回改正部分

※農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（日本型直接支払の根拠法）

事業概要（目的・実施主体・補助率等）

地域のコミュニティの維持と農山漁村の活性化及び自立化を後押しするため、地域ぐるみの話し合いを通じ、重要な地域資源である農地の有効活用や粗放的な利用によるモデル的な取組を支援し、土地利用の最適化を推進。（実施主体：市町村、地域協議会等 補助率：1／2、定額等）

事業内容

1 農地等活用推進事業

市町村や地域協議会等が、重要な地域資源である農地等を有効活用するため、地域ぐるみの話し合いを通じ、生産基盤や周辺環境を整備するなど、地域の特性を活かした農業の展開や地域資源の付加価値向上を推進。

2 低コスト土地利用支援事業

市町村や地域協議会等が、重要な地域資源である農地等を低コストで維持するため、粗放的な利用（放牧や蜜源作物等）によるモデル的な取組を支援するとともに、食料不足等の有事を想定し、当該農地の生産性や有用性を検証。



【専門家を入れた話し合い】



【土地利用計画、整備計画の策定】



【農地の簡易な整備】



【蜜源作物の取組】



【放牧の取組】

事例（北海道雄武町【雄武・上幌内地区】）

背景

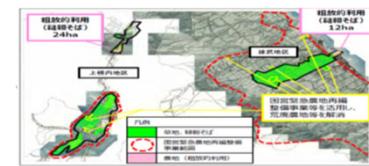
- ・北海道雄武町はオホーツク海に面し、夏は気温が上がらず、冬は厳しい豪雪地帯。土壌が重粘土地のため、酪農を中心とした大規模土地利用型農業に特化した地域。
- ・牧草の収量が見込めず耕作を放棄した草地が多く、笹や雑草が繁茂。

最適土地利用計画の概要（低コスト土地利用支援事業）

- ・条件の良い農地は、国営緊急農地再編整備事業等では場の大区画化を実施し、スマート農業を推進。
- ・条件の悪い農地は、韃靼そばによる粗放的な利用。
- ・持続的に農地の管理を行うため、農業生産法人の人材育成など体制強化を行い、将来的な管理主体に位置付け。
- ・整備完了後の令和4～6年度にかけ、土壌診断を行い、収量・コスト・労働力のデータを検証。
- ・検証で得たノウハウを地域に還元し、粗放的利用による栽培方法を普及。



【韃靼そば】



【土地利用計画】



事業概要

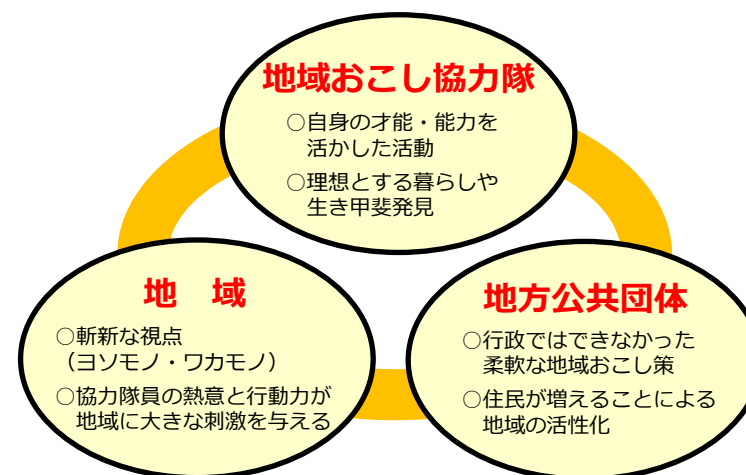
都市地域から過疎地域等の条件不利地域に住民票を異動し、生活の拠点を移した者を、地方公共団体が「地域おこし協力隊員」として委嘱。隊員は、一定期間、地域に居住して、地域ブランドや地場産品の開発・販売・PR等の地域おこしの支援や、農林水産業への従事、住民の生活支援などの「地域協力活動」を行いながら、その地域への定住・定着を図る取組。

事業内容（詳細）

- 実施主体：地方公共団体
- 活動期間：**概ね1年以上3年以下**
- 地方財政措置：
 - ◎地域おこし協力隊取組自治体に対し、概ね以下に掲げる経費について、地方交付税措置
 - ①地域おこし協力隊員の活動に要する経費：
 - 隊員1人あたり480万円上限
 - ②地域おこし協力隊員等の起業に要する経費：
 - 最終年次又は任期終了翌年の起業する者1人あたり100万円上限
 - ③地域おこし協力隊員の募集等に要する経費：
 - 1団体あたり200万円上限

地域おこし協力隊導入の効果

～地域おこし協力隊・地域・地方公共団体の「三方よし」の取組～



隊員数、取組団体数の推移

⇒ **令和8年度に10,000人を目標**

年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
隊員数	89人	257人	413人	617人	978人	1,629人 (1,511人)	2,799人 (2,625人)	4,090人 (3,978人)	4,976人 (4,830人)	5,530人 (5,359人)	5,503人 (5,349人)	5,560人 (5,464人)	6,015人 (6,005人)
団体数	31団体	90団体	147団体	207団体	318団体	444団体	673団体	886団体	997団体	1,061団体	1,071団体	1,065団体	1,085団体

※総務省の「地域おこし協力隊推進要綱」に基づく隊員数

※平成26年度以降の隊員数は、名称を統一した「田舎で働き隊（農林水産省）」の隊員数（26年度：118人、27年度：174人、28年度：112人、29年度：146人、30年度：171人、R元年度：154人、R2年度：96人、R3年度：10人）と合わせたもの。カッコ内は、特別交付税算定ベース。

隊員の約4割は女性

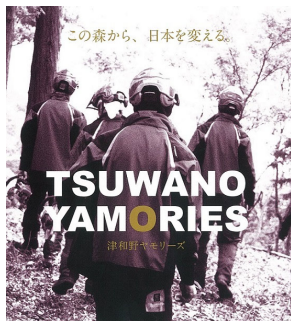
**隊員の約7割が
20歳代と30歳代**

**任期終了後、
およそ65%が
同じ地域に定住**
※R3.3末調査時点

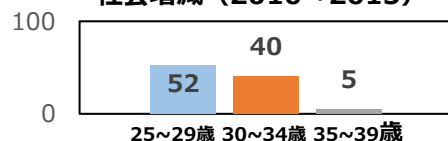
島根県

津和野町（自伐型林業）

- 地域おこし協力隊の制度を活用した自伐型林業チーム「津和野ヤモリーズ」が活躍
- 任期終了後の定住率90%



社会増減（2010→2015）



吉賀町（有機農業）

水源と有機農業のまち

- 有機農業の新規就農者を募集
- 新規就農者への支援や指導が充実
- 移住体験滞在施設でのお試し滞在
- 子育て支援が充実（高校卒業までの医療費を全額助成、保育料完全無料等）

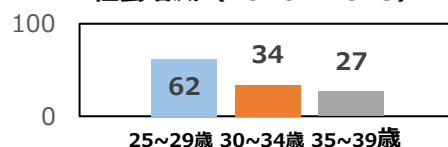


産業体験



お試し住宅

社会増減（2010→2015）



- まちづくりや所得確保の考え方がクリア
- そこに積極的に若者を呼び込み



“半農半X”の実践者数

平成22年度以降、県外からU I ターンして定住・定着した半農半Xの実践者は島根県全体で79名（家族を含めると136名）

松江市	浜田市	益田市	大田市	安来市	江津市	邑南町	美郷町	川本町	津和野町	吉賀町	西ノ島町	知夫村
3	13	3	4	2	4	11	3	1	5	26	2	2

6	4	4	2	5	1	26	14	14	23	6	14	10
---	---	---	---	---	---	----	----	----	----	---	----	----

（R2）地域おこし協力隊の派遣者数

美郷町（おおち山くじら）

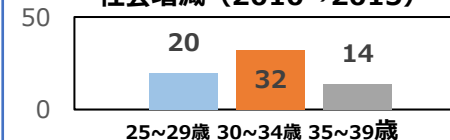
イノシシを丸ごと資源として使い切る

- 農業者主体の駆除組織へ
- 有害鳥獣は町の資源として、駆除されたイノシシを資源化
- おおち山くじら生産組合の設立



おおち山くじら肉の缶詰

社会増減（2010→2015）



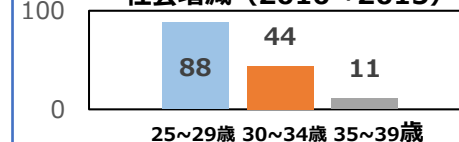
邑南町（耕すシェフ）

「食と農」を基盤にA級グルメのまち

- 「地域おこし協力隊」の制度を活用した「耕すシェフ」制度の導入
- 2011年度からの10年間で、町に飲食店が30店舗以上増加
- （一社）地域商社ビレッジプライド邑南（食の学校、研修受入、A級グルメ）



社会増減（2010→2015）



事業概要（目的・実施主体・補助率等）

- 市町村が作成する「被害防止計画」に基づき、農林水産業等に被害を及ぼす①鳥獣の捕獲、②被害防除、③生息環境管理等の取組を総合的に支援するとともに、捕獲した個体を地域資源（ジビエ）として有効活用する取組を支援。【1/2以内、定額等】

事業内容（詳細）

- 侵入防止柵、焼却施設、捕獲技術高度化施設等の整備
- 地域ぐるみの被害防止活動・捕獲等の強化
 - 捕獲活動経費の直接支援〔獣種等に応じた上限単価以内での定額支援〕
 - 都道府県が行う広域捕獲に係る調査、捕獲活動、人材育成等の支援
 - ICTを総動員した被害対策のモデル地区の整備
 - 新規猟銃取得に係る支援 ※対象は実施隊員等に限る
 - クマに対する地域ぐるみの総合的な対策の支援
- ジビエ利活用の推進

処理加工施設やジビエカー、簡易な一次処理施設等の整備等

事業イメージ（図）

〔総合的な鳥獣対策・ジビエ利活用への支援〕

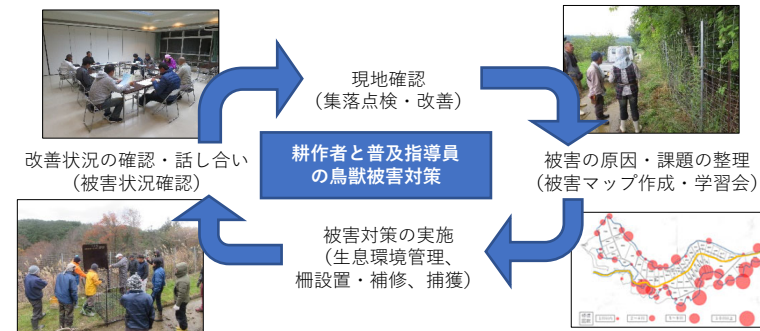


奈良県五條市の事例

耕作者と普及指導員による集落ぐるみの対策

【取組内容】

- 普及指導員が農業者に対して、学習会や現地指導を行い、集落ぐるみの鳥獣被害対策を実施。
- 侵入防止柵の維持管理のため、集落一斉点検を行い、柵の状況を把握。
- 被害箇所へのセンサーカメラの設置により、侵入経路を特定し、被害状況マップを作成。
- 作成したマップを基に集落内で情報を共有し、柵の補修や柵周辺の除草を実施。



【取組成果】

- 集落ぐるみの取組により、地域全体の鳥獣被害防止への意識が向上。
- 農作物被害金額が2年間で約2割（約1,800万円）減少。



集落ぐるみで柵の補修を行う様子



棚田地域振興法の概要

- 令和元年、議員立法により「棚田地域振興法」が成立。多様な主体が参画する地域協議会による棚田を核とした地域振興の取組を関係府省庁横断で総合的に支援する枠組みが構築。

経緯等

- 令和元年6月12日に全会一致で成立（同年6月19日公布）、8月16日施行。

棚田地域振興法の概要

1. 基本理念(3条)

- ① 棚田地域の振興は、棚田地域の有する多面にわたる機能(農産物の供給、国土の保全、水源の涵養、生物の多様性の確保その他の自然環境の保全、良好な景観の形成、伝統文化の継承等)が維持されるよう、棚田等の保全を図るとともに、棚田地域における定住等及び国内外の地域との交流を促進することを旨として、行われなければならない。
- ② 棚田地域の振興に関する施策は、農業者、地域住民等による自主的努力の助長及び多様な主体の連携・協力の促進を旨として、講ぜられなければならない。

2. 国等の責務(4条)

- ・ 国…棚田地域の振興に関する施策を総合的に策定・実施
- ・ 地方公共団体…国との連携を図りつつ、自主的・主体的に、地域の特性に応じた施策を策定・実施

3. 基本方針等(5条・6条)

- ・ 政府…棚田地域の振興に関する基本方針を策定(内閣総理大臣が案を作成し、閣議決定)(5条)
- ・ 都道府県…基本方針を勘案して、都道府県棚田地域振興計画を策定(6条)

4. 具体的施策(7条～18条)

(1) 指定棚田地域の指定、指定棚田地域振興活動計画の認定等

- ① 主務大臣は、都道府県の申請に基づき、指定棚田地域を指定(7条)
 - 主務大臣…総務大臣・文部科学大臣・農林水産大臣・国土交通大臣・環境大臣(18条)
- ② 市町村は、指定棚田地域振興活動の参加者からなる指定棚田地域振興協議会を組織(8条)
- ③ 国による協議会の構成員に対する情報提供、助言等の援助(9条)
- ④ 協議会が作成した指定棚田地域振興活動計画について、主務大臣が認定(10条)
- ⑤ 計画の実施状況について、主務大臣が認定市町村から報告徴収(11条)

(2) 支援等の措置

- ① 国は、必要な財政上又は税制上その他の措置を講ずるものとする。(14条)

指定棚田地域の指定、活動計画の認定

(R4.6時点)

指定棚田地域	40道府県	700地域
認定棚田地域振興活動計画	38道府県	176計画

棚田地域振興コンシェルジュ

- 関係府省庁職員から選任（428名）し、計画策定から活動実施まで協議会の幅広い相談に応じる体制を整備。

予算措置

- 農林水産省においては、以下の事業で優遇措置等を実施。

中山間地域等直接支払	「棚田地域振興活動加算」(1万円/10a)の創設 等
中山間地農業ルネッサンス事業	支援対象地域に「指定棚田地域」を追加 等
基盤整備、交流施設整備、鳥獣被害防止施設整備等の各種事業	補助率嵩上げや要件緩和の対象地域に「指定棚田地域」を追加

- 棚田地域振興関連事業として、関係府省庁の43事業を登録。

- ・ 地方創生、移住・定住の促進
- ・ 文化的景観の保護
- ・ 観光の促進
- ・ 農業の促進
- ・ 自然環境の保全 等に関する事業

棚田地域振興法の創設効果

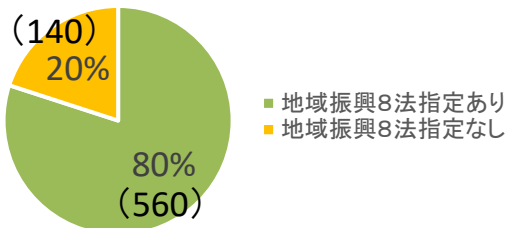
指定棚田地域の指定（700地域）・活動計画の認定（176計画、414地域）が進み、支援措置を活用した棚田地域振興活動が促進された。

農水省の主な支援措置

<指定棚田地域>

①対象

○指定棚田地域に指定 700地域



②内容

○中山間地等直接支払制度において、**対象地域に追加**

○基盤整備や鳥獣被害防止設備の整備等において、条件不利地域として**補助率の高上の対象（50→55%）**

<認定活動計画>

①対象

認定活動計画を作成している地域 176計画、414地域。

②内容

中山間地等直接支払制度における、

・棚田地域振興活動加算（1万/10a）

・超急傾斜地棚田加算（1.4万/10a）**New !**
（広域化 + 2千円）

指定棚田地域の指定により新たに中山間直接支払の活動を開始した事例

○富山県射水市（金山棚田）

令和2年3月：地域指定
令和2年7月：協議会
令和2年8月：計画認定

8法指定に入っていなかったが、令和2年3月に指定棚田地域の指定を受けたことで、中山間直接支払に取り組めるようになった。



金山棚田



共同作業による法面草刈

活動計画の策定により棚田地域を振興した事例



中田の棚田

令和元年12月：地域指定
令和2年2月：協議会
令和3年5月：計画認定

○和歌山県紀美野町（中田の棚田）

600年以上の歴史を持つ棚田であるが、現在では3軒の農家が耕作するのみで、そのほとんどが耕作放棄された状態であった。

○棚田法成立

新たな観光資源を模索していたまちづくり推進協議会は、棚田がもつ魅力を再発見し、指定棚田地域の指定により活動を本格化。

○協議会・活動計画の認定

地域の農業者に限らない多様な主体が参加した推進協議会を設立。活動計画を策定し耕作放棄地の再生、都市農村交流等に取り組んでいる。



多様な参加者による
耕作放棄地の再生



（再生2年目の田）
耕作放棄地の再生



（棚田でヨガ）
都市農村交流

中山間地域等直接支払制度等の活用

5 関連施策

(2) 森林・林業施策

森林・林業基本計画の基本的な方針

(2)

森林・林業施策

前計画

新計画

森林・林業・木材産業による「グリーン成長」



人工林が利用期を迎えたこと等を背景に、林業・木材産業の「成長産業化」を推進

森林を適正に管理して、林業・木材産業の持続性を高めながら成長発展させることで、2050カーボンニュートラルも見すえた豊かな社会経済を実現

目標の進捗

- ・ 森林資源は充実(54億 m^3)、複層林の誘導に遅れ
- ・ 国産材供給量は概ね計画どおりの31百万 m^3 に

施策の方向

- ・ 原木の安定供給体制の構築
- ・ 木材産業の競争力強化／新たな木材需要の創出

施策の進捗

- ※ **森林**→森林経営管理制度・森林環境税を創設
- ※ **林業**→経営体の規模拡大等は進んだが取組は途上
- ※ **木材**→製材工場等の規模が拡大／中小工場は減少
→耐火部材等の開発が進展、民間非住宅分野での利用も始まる

課題・情勢変化

- ※ **森林**→皆伐地の再造林未実施
→災害の激甚化「気候変動×防災」
- ※ **林業**→伐採収入で再造林ができる林業の確立
→人口減少（従事者の減少＝省力化が不可欠）
- ※ **木材**→品質管理等の徹底（JAS・KD材、集成材）
→不透明な住宅需要（人口減少と新型コロナ）
- ※ **持続性**→SDGs／2050カーボンニュートラル／脱プラスチック

○ 森林資源の適正な管理・利用

- ・ 適正な伐採と再造林の確保（林業適地）
- ・ 針広混交林等の森林づくり（上記以外）
- ・ 森林整備・治山対策による国土強靱化
- ・ 間伐・再造林による森林吸収量の確保強化



○ 「新しい林業」に向けた取組の展開

- ・ イノベーションで、伐採→再造林保育の収支をプラス転換（エリートツル、自動操作機械等）
- ・ 林業従事者の所得と労働安全の向上
- ・ 長期・持続的な林業経営体の育成



○ 木材産業の国際・地場競争力の強化

- ・ JAS乾燥材等の低コスト供給（大規模）
- ・ 高単価な板材など多品目生産（中小地場）
- ・ 生活分野での木材利用（広葉樹家具など）



○ 都市等における「第2の森林」づくり

- ・ 都市・非住宅分野等への木材利用
- ・ 耐火部材やCLT等の利用、仕様設計の標準化
- ・ 木材製品の輸出促進、バイオマス熱電利用



○ 新たな山村価値の創造

- ・ 地域資源の活用（農林複合・きのこ等）
- ・ 集落の維持活性化（里山管理等の協働活動）
- ・ 森林サービス産業の推進、関係人口の拡大



【分野横断】デジタル化・新型コロナ対応・東日本大震災からの復興、みどりの食料システム戦略と調和

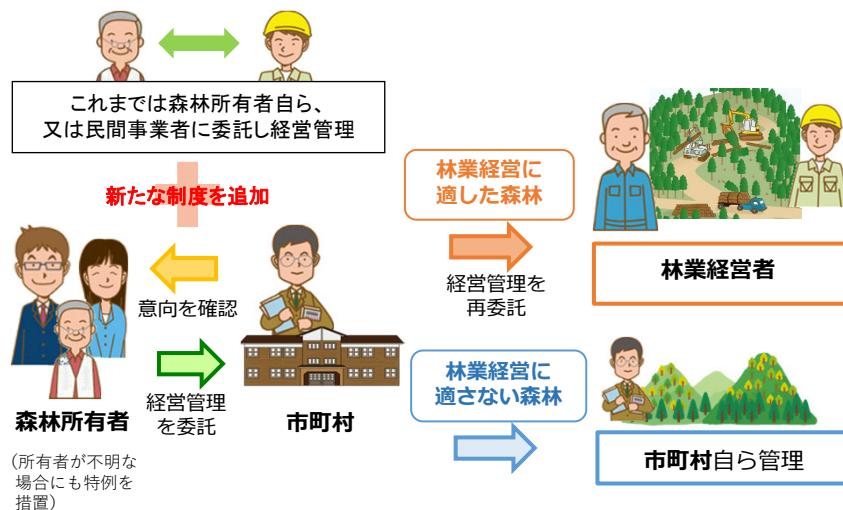
事業概要

- 経営管理が行われていない森林について、市町村が森林所有者の委託を受け経営管理することや、林業経営者に再委託することにより、林業経営の効率化と森林の管理の適正化を促進するための仕組みとして、平成31年4月から運用開始。

事業内容

- 森林所有者に適切な森林の経営管理を促すため責務を明確化（法第3条第1項森林所有者は、その権原に属する森林について、適時に伐採、造林及び 保育を実施することにより、経営管理を行わなければならない）
- 森林所有者自らが森林の経営管理を実行できない場合に、市町村が意向調査を実施し、森林の経営管理の委託を受ける
- 林業経営に適した森林は、林業経営者に再委託
- 再委託できない森林及び再委託に至るまでの間の森林においては、市町村が管理を実施

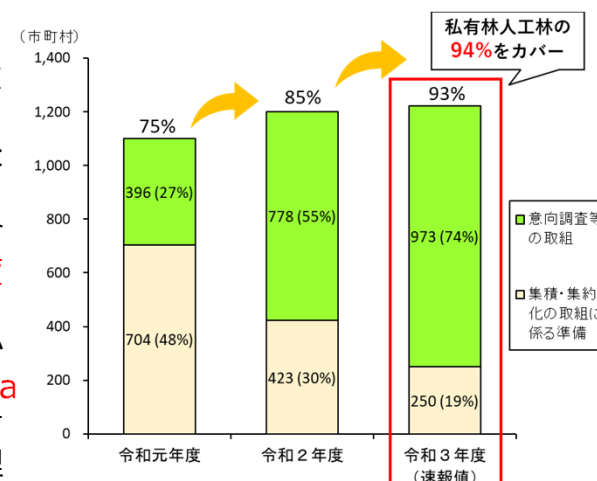
○事業スキーム



市町村における取組状況

○取組の成果

- 令和3年度末までに私有林人工林があり制度の活用が必要な市町村の約9割で、意向調査の準備を含む**森林経営管理制度に係る取組**を実施。
- さらに、制度開始から3年間で**約60万haの意向調査が実施**されるなど、経営管理の集積・集約化の取組が拡大。



○取組事例

＜兵庫県神河町＞

- 兵庫県神河町は、林務専門部署がない中、県と「ひょうご森林づくりサポートセンター」の支援を受けながら、地元の森林組合と連携して、既存の取組では対応が難しい条件不利地の森林整備を進めるために制度を活用。
- 令和2年度には約1,100haの意向調査を実施するとともに、経営管理権を設定（約67ha）し、町による間伐事業（約53ha）を実施。



＜間伐後の状況＞

事業概要

カーボンニュートラルを見据えたグリーン成長を実現するため、森林吸収量の確保・強化や国土強靱化、林業の持続的発展等を図るべく、間伐の着実な実施に加え、主伐後の再造林の省力化・低コスト化や幹線となる林道の開設・改良等への支援を実施。

事業内容

- **補助対象事業**
人工造林、下刈り、除伐、間伐、路網整備等
- **事業実施主体**
都道府県、市町村、森林組合等
- **補助率**
3/10、1/2、45/100等
(路網整備では、振興山村地域等における嵩上げ有)



人工造林



間伐



鳥獣被害対策



路網整備

成果・事例

間伐や主伐後の再造林、木材輸送等を効率的に行うための路網は、林業の最も重要な生産基盤であり、労働条件や生活環境の向上に加え、災害時の代替路としての機能の発揮など地域防災にも役立っています。

森林整備事業のうち森林資源循環利用林道整備事業では、森林資源の充実した区域において幹線となる林道の整備を行っており、地域の林業の振興に貢献しています。

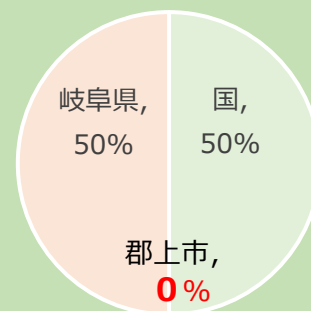
● 県代行事業により整備した林道の例（岐阜県^{ぐじょう}郡上市）

山村振興法第11条の規定に基づき、振興山村地域において県が市に代わって行う基幹的な林道の開設等については、市の負担の軽減を図っています。



令和3年度に全線開通し、より効率的な木材輸送が可能に。

開設事業費負担割合



事業概要・目的

森林の多面的機能の発揮とともに、関係人口の創出を通じた山村地域のコミュニティの維持・活性化を図るため、**地域住民や地域外関係者等から構成される活動組織が実施する森林の保全管理、森林資源の活用を図る取組等を支援。**

事業内容

- ① 地域住民や地域外関係者（関係人口）等による活動組織が実施する**里山林の保全、森林資源の利活用等の取組を支援**



里山の広葉樹林、人工林の整備（最大12万円/ha）



竹林整備（最大28.5万円/ha） 森林資源の利活用（最大12万円/ha）

- ② ①のメニューと併せて実施する、路網の補修、関係人口の創出・維持等の活動を支援

成果・事例

○振興山村における実績（R3年度）

【市町村数】 275 市町村（全体： 452 市町村）

【交付金額】 636 百万円（全体： 964 百万円）

○振興山村における制度活用事例

【島根県津和野町】

- ・自治会主体で
- ・荒廃里山を整備し
- ・木材を搬出

- ◆ 獣害の軽減
- ◆ 地域の絆が強化
- ◆ 高齢者の生甲斐に



【静岡県松崎町】

- ・地域の若者が
- ・荒廃里山と古道を整備し
- ・木材を搬出

- ◆ MTBツアーや薪販売、ロッジ運営
- ◆ 関係人口、観光資源の創出



事業概要

- 森林の公益的機能の維持増進の重要性に鑑み、市町村及び都道府県が実施する森林の整備及びその促進に関する施策の財源に充てるため、森林環境税及び森林環境譲与税が創設。
(※森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律が平成31年3月に成立)

事業内容

➤ 森林環境税（令和6年度から徴収）

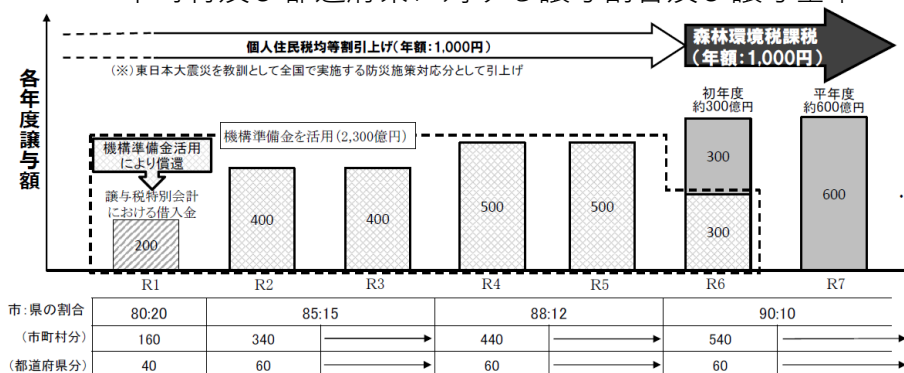
個人住民税均等割の枠組みを用いて、国税として1人年額1,000円を市町村が賦課徴収。

➤ 森林環境譲与税（令和元年度から譲与）

- 市町村及び都道府県に対し、私有林人工林面積(※林野率により補正) (50%)、林業就業者数 (20%)、人口 (30%) により按分して譲与。
- 市町村の用途は、間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用。

○森林環境譲与税の譲与額と

市町村及び都道府県に対する譲与割合及び譲与基準



【譲与基準】

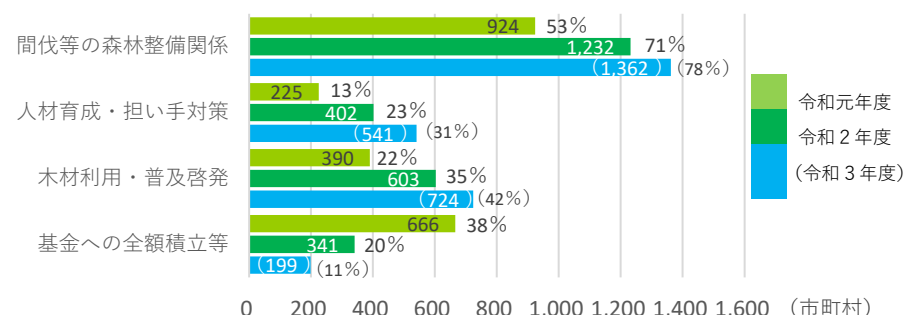
市町村分	50% : 私有林人工林面積 20% : 林業就業者数 30% : 人口	市町村と同じ基準
都道府県分	50% : 私有林人工林面積 20% : 林業就業者数 30% : 人口	市町村と同じ基準

(※以下のとおり林野率による補正)

林野率	補正の方法
85%以上の市町村	1.5倍に割増し
75%以上85%未満の市町村	1.3倍に割増し

市町村における取組状況

○使途別の取組市町村数



○取組の成果

【活用額】 令和元年度：65億円、令和2年度：163億円

【取組成果（令和元年度＋令和2年度）】

間伐等の森林整備面積：23.8千ha

人材育成のための研修等の参加者数：11.5千人

木材利用量：18.8千m³ 等

○取組事例

【三重県大台町】

おおだい

森林経営管理制度を活用して、手入れ不足の森林の整備を実施。

【愛知県豊明市×長野県上松町】

とよあけ あげまつ

上松町で作られた木材製品を豊明市で出生した新生児にプレゼント。

改正の目的

木材需要の約4割を占める建築物分野での木材利用を促進し、吸収源対策の強化に寄与することを目的として、建築基準法の改正による防火・構造規制の合理化を実施

（公布：令和4年6月17日、施行：（防火規制）公布の日から2年以内・（構造規制）公布の日から3年以内）

改正概要

防火規制

3000㎡超の大規模建築物の 全体の木造化の促進

（現行）耐火構造とするか
3000㎡毎に耐火構造体（壁等）
で区画する必要あり

石こうボード
（木材を不燃材料で覆う必要）



新たな木造化方法の導入

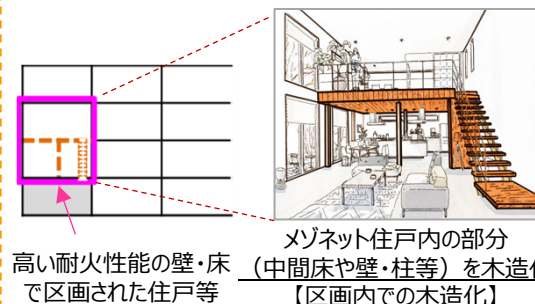


大規模建築物における 部分的な木造化の促進

（現行）壁、柱、床などの全ての部位に例外なく一律の耐火性能※を要求

※建築物の階数や床面積等に応じて要求性能を規定

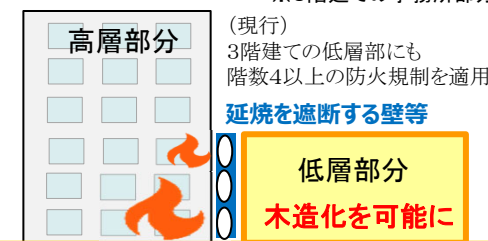
防火上他と区画された範囲の
木造化を可能に



低層部分の木造化の促進 （防火規制上、別棟扱い）

延焼を遮断する壁等を設ければ、
防火上別棟として扱い
低層部分※の木造化を可能に

※3階建ての事務所部分等



【その他】 階数に応じて要求される耐火性能基準の合理化〔政令・告示改正〕

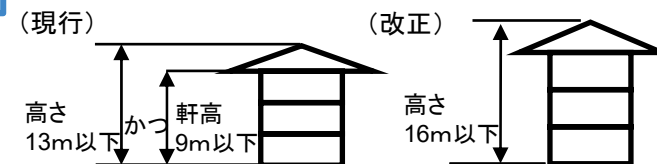
（例）90分耐火性能等で対応可能な範囲を新たに規定（現行は60分刻み（1時間、2時間 等））

構造規制

簡易な構造計算で建築可能な3階建て木造建築物の範囲を拡大

（現行）高さ13m以下かつ軒高9m以下は、二級建築士でも設計できる簡易な構造計算（許容応力度計算）で建築可能

簡易な構造計算の対象を高さ16m以下に拡大 ※建築士法も改正



【その他】 伝統構法を用いた小規模木造建築物等の構造計算の適合性を審査する手続きを合理化

事業の概要

木造化に係る住宅・建築物のリーディングプロジェクトを広く民間等から提案を募り、支援を行うことにより、総合的な観点からサステナブルな社会の形成を図る。

事業の内容

(1) 多様な用途の先導的木造建築物への支援

先導的な設計・施工技術が導入される実用的で多様な用途の木造建築物等の整備に対し、国が費用の一部を支援。

● 補助対象事業者

民間事業者、地方公共団体等

● 補助額

【調査設計費】

先導的な木造化に関する費用の1/2以内

【建設工事費】

木造化による掛増し費用の1/2以内

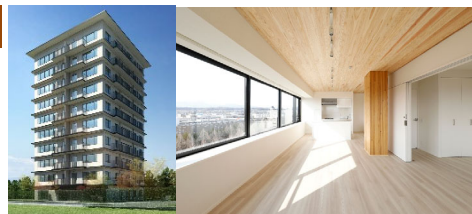
(ただし算出が困難な場合は建設工事費の15%)

※ 補助額の上限は原則合計5億円

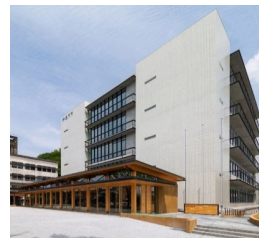
● 対象プロジェクト

下記の要件を満たす木造建築物

(公募し、有識者委員会により選定)



CLTを用いた10階建て共同住宅



木質耐火部材を用いた大規模庁舎

- ① 構造・防火面で先導的な設計・施工技術の導入されるもの
- ② 使用する材料や工法の工夫により整備コストを低減させるなどの、木材利用に関する建築生産システムについて先導性を有するもの
- ③ 主要構造部に木材を一定以上使用するもの
- ④ 建築基準上、構造・防耐火面の特段の措置を要する一定規模以上のもの
- ⑤ 先導的な技術について、内容を検証し取りまとめて公表するもの
- ⑥ 建築物及びその情報が、竣工後に多数の者の目に触れると認められるもの
- ⑦ 省エネ基準に適合するもの（公的主体が事業者の場合は、ZEH・ZEBの要件を満たすもの）

(2) 実験棟整備への支援と性能の検証

CLT等新たな木質建築材料を用いた工法等について、建築実証と居住性等の実験を担う実験棟の整備費用の一部を支援。

● 補助対象事業者

民間事業者、地方公共団体等

● 補助額

【調査設計費及び建設工事費】

定額（上限30百万円）



CLT（直交集成板）パネル CLT工法による実験棟

● 対象プロジェクト

下記の要件を満たす木造の実験棟

(公募し、有識者委員会により選定)

- ① 木材利用に関する建築生産システム等の先導性を有するもの
- ② 国の制度基準に関する実験・検証を行うもの
- ③ 公的主体と共同または協力を得た研究の実施
- ④ 実験・検証の内容の公表
- ⑤ 実験・検証の一般公開等による普及啓発等

5 関連施策

(3) 地域ネットワーク関係施策

事業概要（目的・実施主体・補助率等）

- ・ 振興山村などの地理的に条件不利な地域において携帯電話等を利用可能とするとともに、5G等の高度化サービスの普及を促進することにより、電波の利用に関する不均衡を緩和し、電波の適正な利用を確保することを目的とする。

事業内容（詳細）

令和5年度要求額 2,800百万円
 (令和4年度予算額 1,500百万円)
 (令和3年度補正予算額 1,301百万円)

- ア 事業主体：地方公共団体、無線通信事業者、インフラシェアリング事業者※1
 ← 基地局施設、高度化施設
 無線通信事業者、インフラシェアリング事業者← 伝送路施設（運用）
 地方公共団体← 伝送路施設（設置）

※1：本事業において、インフラシェアリング事業者とは、自らは携帯電話サービスを行わず、専ら複数の無線通信事業者が鉄塔やアンテナなどを共用（インフラシェアリング）して携帯電話サービスを提供するために必要な設備を整備する者をいいます。

- イ 対象地域：地理的に条件不利な地域（過疎地、辺地、離島、半島、山村など）

- ウ 補助対象：基地局施設（鉄塔、局舎、無線設備等）
 高度化施設（5G等の無線設備等）
 伝送路施設の運用（中継回線事業者の設備の10年間分の使用料）
 伝送路施設の設置（光ファイバ等）

- エ 補助率：基地局施設、高度化施設 1/2（事業への参画無線通信事業者が複数者の場合等2/3）
 伝送路施設（運用） 1/2（世帯数が100未満の場合等2/3）
 伝送路施設（設置） 2/3※2

※2：財政力指数0.3未満の有人国境離島市町村（全部離島）が設置する場合は4/5、道府県・離島以外市町村の場合は1/2、東京都の場合は1/3

成果（データ）や事例

令和3年度における山村地域への補助実績（交付決定額ベース）

基地局施設

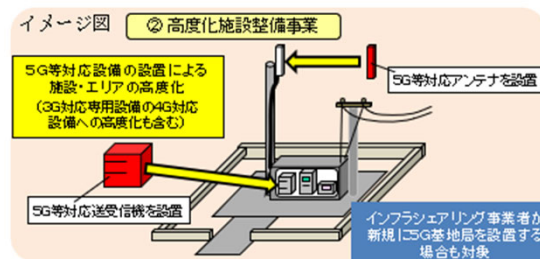
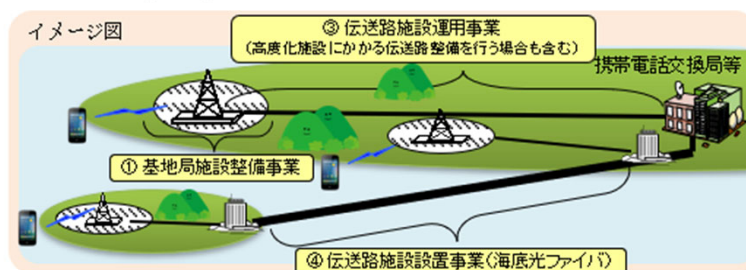
交付決定件数：10件
 実績額：254,572千円

高度化施設

交付決定件数：5件
 実績額：73,431千円

※ 伝送施設の運用、設置については、令和3年度における補助実績はなし。

事業イメージ（図）



事業概要（目的・実施主体・補助率等）

5G・IoT等の高度無線環境の実現に向けて、条件不利地域において、地方公共団体、電気通信事業者等による高速・大容量無線通信の前提となる伝送路設備等の整備を支援。

具体的には、無線局エントランスまでの光ファイバを整備する場合に、その整備費の一部を補助する。

また、地方公共団体が行う離島地域の光ファイバ等の維持管理に要する経費に関して、その一部を補助する。

事業内容（詳細）

令和5年度当初予算要求額 70.6億円
〔令和4年度当初予算額 36.8億円〕

事業主体： 直接補助事業者：自治体、第3セクター、一般社団法人等
間接補助事業者：民間事業者

対象地域： 地理的に条件不利な地域
(過疎地、辺地、離島、半島、山村、特定農山村、豪雪地帯)

補助対象： 伝送路設備、局舎（局舎内設備を含む。）等

負担割合：

（自治体が整備する場合）

【離島】

国 2/3	自治体 1/3
----------	------------

【その他の条件不利地域】

国(※) 1/2	自治体(※) 1/2
-------------	---------------

(※)財政力指数0.5以上の自治体
は国庫補助率1/3

※離島地域の光ファイバ等の維持管理補助は、収支赤字の1/2

（第3セクター・民間事業者が整備する場合）

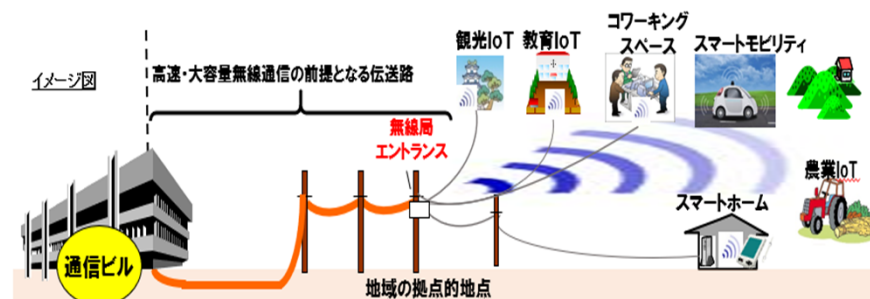
【離島】

国 1/2	3セク・民間 1/2
----------	---------------

【その他の条件不利地域】

国 1/3	3セク・民間 2/3
----------	---------------

事業イメージ図



※新規整備に加え、令和2年度からは、電気通信事業者が公設設備の譲渡を受け、(5G対応等の)高度化を伴う更新を行う場合も補助

(公設のままの高度化や高度化しない更新は対象外)

成果

令和3年度における山村地域への補助実績

交付団体：4団体

実績額：473,633千円（交付決定額ベース）

概要

- ・ 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（令和2年11月改正）に基づき、地方公共団体が作成する「地域にとって望ましい地域旅客運送サービスの姿」を明らかにする地域公共交通のマスタープラン。
- ・ 地方公共団体は、地域公共交通計画を作成するよう努めなければならない。

計画のポイント

- ◆ まちづくり・観光振興等の地域戦略との一体性の確保
- ◆ 地域全体を見渡した地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保
- ◆ 地域特性に応じた多様な交通サービスの組合せ
- ◆ 住民の協力を含む関係者の連携

事業イメージ



→コミュニティバスによる継続や福祉輸送、スクールバス、病院、商業施設等への送迎サービス等の積極的活用

成果（データ）や事例

◆地域公共交通計画作成件数（全国）

2022年8月末、760件の地域公共交通計画が作成されている。

◆徳島県美馬郡つるぎ町の事例

- ・2022年3月に地域公共交通計画を作成。
- ・高齢化・過疎化が進む山間部において、民間バス事業者の撤退後の代替輸送手段として、町がイニシアティブをとってコミュニティバスを導入し、移動需要をきめ細やかに把握しつつ、関係者がコミュニティバスの利用を支え、満足度の高い交通ネットワークを形成した。

